

令和2年第8回那須烏山市議会12月定例会（第3日）

令和2年12月2日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時50分

◎出席議員（17名）

1番 青木敏久	2番 興野一美
3番 堀江清一	4番 荒井浩二
5番 福田長弘	6番 村上進一
7番 矢板清枝	8番 滝口貴史
9番 小堀道和	10番 相馬正典
11番 田島信二	12番 渋井由放
13番 久保居光一郎	14番 沼田邦彦
15番 中山五男	16番 高田悦男
17番 平塚英教	

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長

高 田 勝

学校教育課長

神 野 久 志

生涯学習課長

菊 池 義 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大 谷 啓 夫

書 記

菅 俣 紀 彦

書 記

増 子 莉 紗

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（久保居光一郎） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆様方には、早朝より多くの方々にお集まりをいただきありがとうございます。また、コロナ禍の中ではありますが、市政に関心を持っていただいていることに対しましても、議会を代表いたしまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

ただいま、出席している議員は17名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を始めます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 一般質問について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を、質問と答弁を含めて60分までとしておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の60分を超えた場合は制止をいたします。

また、質問者の通告した予定時間になりましたら、質問の終了を求めますので、御了解をお願いいたします。

なお、通告された質問の要旨から想定できない質問内容等の場合には、注意をしますので、併せて御了解をお願いいたします。

質問・答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いをいたします。

通告に基づき、10番相馬正典議員の発言を許します。

10番相馬正典議員。

[10番 相馬正典 登壇]

○10番（相馬正典） 議場内の皆様、おはようございます。議席番号10番の相馬正典でございます。久保居議長より質問する機会をいただきましたので、ただいまより、質問させていただきます。

本日は、多くの方々に傍聴に来ていただきました。御礼を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。質問事項は次の5つでございます。1、新型コロナウイルス感染症対応について。2、令和3年度予算編成について。3、令和2年度・令和3年度の税収等について。4、清水川せせらぎ公園Bゾーンのリニューアルについて。5、令和元年台風19号による災害復旧について、以上、5項目であります。質問時間は、答弁を含め1時間程度を予定しておりますが、良い答弁をいただければ短くなり

ますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） では最初に、1番の新型コロナウイルス感染症対応についてであります。

現在、都市部を中心に感染拡大が続いており、地方へのさらなる感染拡大が予想されています。そのような中、市内における感染者が、現時点で1人という奇跡的な状況ではありますが、今後、新たな感染者がいつ出てもおかしくはありません。そういう事態が起こった場合、必ず出てくるのが感染者への誹謗中傷といった差別であります。その対策について、伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 感染者への誹謗中傷といった差別への対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルスは、誰しものが感染し得る病気で、感染者、濃厚接触者になる可能性があります。恐れるべきはウイルスであって、感染された人ではありません。病気を理由に人を差別したり、排除したりすることは絶対に許されません。差別や誹謗中傷のない社会の実現には、行政が中心となって、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に努めることが大切であると考えております。

市としましては、ホームページや広報誌などにより、感染症及び感染拡大防止対策の周知を行うとともに、誹謗中傷や差別の防止に向けた啓発を行っております。

また、栃木県においては、令和2年8月21日に、県内全ての市町と共同で感染された方などへの偏見や差別などの排除を誓う「新型コロナウイルスとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」を行い、全県的に広報・啓発を進めているところです。

これを受け、本市でも「新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について」と題したチラシを、10月の行政区長文書配布の際に全地区へ回覧し、市民の皆様にも、一人ひとりがお互いを思いやる気持ちを持って、冷静に行動することをお願いしております。

今後も、国や県、他の地方公共団体と連携をしながら、感染された方や、その御家族、関係者の方々、そして今なお最前線で私たちの健康のために闘ってくださっている医療従事者や介護福祉施設などの関係機関の皆様に対する偏見や差別、誹謗中傷が起らないよう、引き続き啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど議員がおっしゃったとおり、お一人の感染者が出たときにも、そのような誹謗中傷がほとんどこの地域ではないということを私のほうでは聞いておりますので、もともと市民が皆さんお優しいし、人のことを思いやる気持ちがある地域の方々だと思っておりますので、それをある意味では、私のほうでは感謝をしているところであります。御理解のほどをお願いいた

します。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 何点か再質問いたします。

誹謗中傷といった人権侵害に対し、市民向けに行動指針の作成・配布はされていることは分かりました。

さらにやはり一步踏み込んで、人権擁護条例の制定といったものが必要ではないかと、伺います。

○議長（久保居光一郎） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） 御質問の差別に対する市民向けの行動指針等の作成・配布についてでございますが、現在、作成準備を進めているところでございます。

具体的な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識や理解、感染拡大の防止、差別や誹謗中傷の影響などを含めまして、市民の皆様、事業者の皆様へへのお願い等をまとめたものでございます。

配布につきましては、1月の行政区長文書配布を予定しております。また、来庁者に向けまして、現在、各庁舎の正面フロアや窓口等に差別防止の啓発、人権相談窓口の広報に取り組んでいるところでございます。

次に、条例の制定についてでございますが、栃木県内において、新型コロナウイルス感染症に係る人権擁護に関する条例を制定している自治体は、那須塩原市、1市でございます。全国では29の自治体で制定されておりました、その内容は、人権を擁護するための自治体の責務、市民や事業者の責務などを明記したものとなっております。本市における条例の制定につきましては、栃木県及び県内の市町の動向を踏まえ、調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。確かに那須塩原市においては、9月議会において新型コロナウイルス感染症患者等の人権の擁護に関する条例を制定しています。また、県内外でも条例制定をする動きが、各地の自治体に広がりつつあります。ぜひ、前向きに検討をいただきたいというふうに思います。

それで、感染の発覚を恐れるあまり、受診を控えることにより感染の拡大や、ほかの病の発見が遅れるということが予想されます。地域みんなで支え合うといったことが重要であり、感染者を社会的に孤立させない施策が必要であります。そういう施策を早急に検討していただきたいと考えますが、再度、伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） 御質問の、地域での支え合いや孤立させないための施策についてでございますが、先ほどの市長答弁にもありましたとおり、感染症に対する差別や誹謗中傷のない社会の実現には、感染症に関する正しい知識の普及や、感染拡大防止策の周知について、行政が中心となって進めることが大切であると考えております。県内の感染者の状況、今後の本市の感染者の状況を注視しながら、市民の皆様が抱える感染症・病気に対する不安、差別に対する不安、また、先の見えない不安などに関し、関係各課と連携を図り、必要な施策を調査・研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 何回もありがとうございます。国とか県からの指導に基づき対応するというのは、理解できます。でも、市としても一歩前に出て、こういった条例を制定し、市民の皆様理解と協力を呼びかけることが大切ではないでしょうか。コロナを憎んで、人を憎まずという精神で行かなければなりません。ぜひ、よろしく願いしたいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かにちょっと誹謗中傷というのが出てくると、大変なことだと思いますので条例というのもあると思いますが、条例を制定するとなると、皆さんの議決を採ったりいろんなことがありますので、早くて3月にしかできません。その間に、できましたらメッセージを発信したり、皆様とともに誹謗中傷だけではなく、感謝の気持ちを医療従事者に持つような、そういう対応をさせていただくようなメッセージ発行をして、まずは対応させていただき、条例というのはちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ぜひ、前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

次に、これに関しまして、令和3年当初からの行事・イベントについて、本年と同じ対応を取るのか、または、ある程度はリスクを取ってでも実施するのか、難しい選択ではありますが、場合によっては経済活動に大きな影響を及ぼします。令和3年の基本姿勢について、伺いたいと思います。昨日、村上議員からも同じ質問がありました。再度、お願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 令和3年度当初からの行事やイベントの対応についてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、村上議員にもお答えしましたが、今年度の市の事業については、多数の来場者が見込まれるイベントや、一定空間に密集するような事業は中止となっております。

す。一部の事業につきましては、規模を縮小し、感染症対策を行いながら実施している状況でございます。

令和3年度の行事やイベントの対応につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況及び、県の新型コロナウイルス警戒度レベルの推移にもよりますが、密閉・密集・密接の3密を避ける等の感染防止対策や、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生などの感染予防対策を行いながら、事業を実施してまいります。

今後も、経済活動が停滞しないよう考慮しつつ、事業規模、事業内容、実施場所、対象年齢等の感染リスクの危険性の度合いを常に注意しながら、行事やイベント等を実施していかねばならないと考えております。

また、国のほうの方策としまして、ワクチンや予防薬の開発で状況が変わる可能性もありますので、それに鑑みながら進めていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 何点か伺いたいと思います。

その時点の状況で、規模を縮小、人数の制限等、様々な要因が考えられますが、中止ではなく、できる限り実施の方向で検討していただきたいというふうに思うんですけれども、やむを得ない場合は中止も致し方がないと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 警戒度レベルの推移にもよりますが、国、県から出される感染拡大防止ガイドラインを基準としながら、感染防止予防対策をしっかりと行う。それを前提に、実施について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） いろいろ難しい問題があると思います。来年度は、昨年は中止になった山あげ祭が、再度7月に予定をされておりますが、山あげ行事を2年連続で中止というのは、非常に難しいのではないかと思います。やるかやらないかは、年明け早々にでも決定していただかなければ間に合いませんが、その辺についての見解はございますか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 令和3年度の山あげ祭につきましては、7月23日、24日、25日の3日間での開催に向け、山あげ祭実行委員会を中心に、具体的な検討を進めているところでございます。新型コロナウイルスの感染状況や、オリンピックの開催動向についても十分注視するとともに、他自治体による山・鉾・屋台行事の開催状況等も踏まえ、適宜、山あげ祭実行委員会をはじめとする関係機関と調整を図りながら、開催を前提とした改善策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 何とか開催にこぎ着けていただければと、私は個人的に思います。ただ、その時点での状況がどうなっているかによっては、それもやむを得ないかなとは思いますが、できる限り、可能な限りお願いしたいというふうに思っています。

次に、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金事業の44事業、1次、2次補正合計で4億9,100万円余の事業全体の進捗状況についてを伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 地方創生臨時交付金事業の進捗についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金につきましては、議員がおっしゃるとおり、国が3兆円の予算措置を行い、本市に対しましては、4億9,129万円の配分の決定を受けたところであります。そのため、市独自の緊急経済対策として、44事業を申請し、その執行額が約5億1,500万円となる見込みであることから、各事業の実施はおおむね順調であり、市民生活を守るために効果的な方策が講じられているものと考えております。

現在は、各種支援策の申請件数や入札結果などにより、事業内容に変更が生じることから、今後予定されている最終申請に向けて精査を行っているところであります。

当該交付金を有効に活用し、新しい生活様式を踏まえた感染症拡大防止策や、地域経済活動の回復、市民生活支援等について、引き続き効果的な対策を講じてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） この事業で、最終的に市の持ち出しというものがあるのか。その場合、どの程度の金額になるのか、分かれば伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 今、市長答弁で申しましたように、事業予定として5億1,500万円ほどの事業を予定しておりますが、現在、受付中とか、まだ入札未執行という事業がございますので、最終的には流動的でございますが、今の予算措置が執行されるとすれば、約2,370万円ほどの市の持ち出しが発生すると思います。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 現時点で2,370万円ぐらいは予定されていると。5億の事業のうち2,370万円ぐらいを持ち出しすればよろしいのでしょうか、できればゼロに近づけていただければというふうに思います。

それで、その事業の中にありますプレミアム付商品券発行事業については、今回、非常に人気が高く、倍率は3倍程度と聞いています。購入できない方々が大勢いらっしゃったようです

が、事業予算とか規模、1人当たりの配布枚数に問題はなかったのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） プレミアム付商品券事業でございますが、こちらは事業の目的が、コロナ禍で売上が減少しているであろう市内の小売業やサービス業を営む中小事業者の支援で、これをもって地域経済を活性化させようというものでございます。そのようなことから商工会との協議の上、今回は大型店でも使える共通券のほか、中小小売店でしか使えない専用券を設定したところですが、このことにより商品券の売上げにどう影響していくかが読めないところがありましたので、1人当たりの購入限度額を下げるなどしまして、なるべく多くの方が手軽に購入できるような工夫をしたところでございます。

ふたを開けてみたところ、想定以上に多くの方に希望していただきまして、約3倍という結果となったところです。この結果、もう少し中小小売店専用券の割合を増やすことができたのではないかと。それにより、より高い効果が得られた事業になったのではないかと等々反省点がございまして、今後、実施する際には、このようなことを考慮の上、条件を商工会と協議してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ほかの自治体では、販売方法をめぐり問題が発生し、大混乱を来したということが報道されておりました。抽選で販売ということについては、非常に良かったと私は思います。

次回、同様な事業を計画する場合は、今、課長もおっしゃったように金額・規模をよく精査して、最低でも購入希望者に1セットは配布できるような工夫をしていただきたいと思います。市民からも、1セットも買えなかったとか、私は外れたとか、そういう意見がありました。3倍ということは、そういうことが必ず起きます。買えない方が大勢いたということですから。次回から、こういったことを工夫していただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 希望する方、全てに行き渡るようにしますと、多額の費用がかかることになってしまいます。負担できる費用の範囲内におきまして、プレミアム率、小売店専用券の割合を調整しまして、商品券が売れ残らず、かつ専用券をより多く出せることがベストだと考えておりますので、それに向けて調整していきたいと考えます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 最初の答えでそれは分かりましたが、今回の募集は1人3セットまでということだったんですね。それを逆に言えば、1セットにすればうまくいけば全員に配れたかもしれないということも考えられますので、次回は、ぜひよく精査していただきたいというふうに思います。

あと、このプレミアム付商品券発行事業において、市内において利用できない小売店が散見されます。換金が面倒とか、手数料が発生するとか、どのような理由が考えられるのか。市が、こういうお金を使って小売店に手を差し伸べようとしていても、協力していただけないというか、入っていただけないと。どんな理由があるのか、ちょっと課長、お分かりになればお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 今回は、従来の取扱い店の負担として頂いていた換金手数料につきましては、市のほうの補助対象ということで事業者の負担をなくしたところで、より多くの参加しやすい制度となるような形としたものでございます。また、換金が御面倒というような面もあるかもしれませんが、こちらについては、事業者の方に御理解いただきたいものと考えております。もちろん多くの店舗に参加していただけないと、魅力ある商品券にならないということも分かっておりますので、今後、十分そのことを考慮しつつ、広く事業者に向けて周知を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただけるようお願いいたします。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 取扱店の一覧を見ると、市内の案外有名なお店が入っていなかったりしますね。できるだけ多くの小売店に御協力いただけるよう、検討していただきたいと思います。

次に参ります。2番の令和3年度予算編成についてであります。

川俣市政4年目となる令和3年度一般会計予算については、コロナ禍等、様々なマイナス要因により大変厳しい予算編成になるのではないかと考えます。限られた財源の中、どのような施策を重点目標に川俣カラーを出していくのか、具体的な施策について伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 令和3年度一般会計当初予算における具体的な重点施策についてお答えいたします。

恒常的な自主財源比率の低さや、高率で推移している経常収支比率など、本市財政の課題はあるものの、第2次総合計画に位置づけている3つの大きな柱の1つである、厳しい財政状況

の立て直しに沿って、財政の健全化については、着実に成果が表れていると考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響等もあり、非常に厳しい予算編成を強いられる状況になっております。

そのような状況で、改革するところは改革し、推進するところは拡充を図るといったメリハリをつけた上で、次の3つの視点から、予算編成の中で検討を進めていきたいと考えています。

まず一点目は、次の世代へ負担を残さないための取組として、引き続き、公共施設等総合管理計画を着実に実行していくこととあります。具体的には、これまで実施してまいりました各公共施設の整理・統合等の取組を継続し、旧南那須武道館の解体にも着手したいと考えております。

二点目に、このコロナ禍において、市民が希望を持った生活を取り戻すため、新しい日常を踏まえた環境の整備を進めることとあります。具体的には、市民の憩いの場であり、健康増進の拠点でもあります緑地運動公園、清水川せせらぎ公園、大桶運動公園について、環境整備を進めてまいりたいと考えております。

三点目に、人口減少対策として、本市で子供を産み・育てる子育て世帯への支援を強化していくこととございます。具体的には、不妊治療費助成金や、こどもインフルエンザ予防接種助成金の拡充、さらには、子育て世帯へ紙おむつ等の支給事業の検討を進めてまいります。

本市は、令和元年東日本台風の甚大な被害や新型コロナウイルスの影響により、非常に苦しい状況に置かれておりますが、健全な財政運営を維持しつつ、現在、各種対策を講じております。

令和3年度は、本年度の実施がかなわなかった、山あげ祭をはじめとする各種行事に加え、オリンピック・パラリンピックや、令和4年の本番を見据えた国体アーチェリーリハーサル大会など、市内外を問わず、何十年に一度といった大型イベントが控えている年でもございます。

新型コロナウイルスに打ち勝ち、市民の皆様と明るい未来を描くという大きな目標に向かって、先ほど申しました3つの視点から、地域の活性化、地方創生の推進に全力で取り組んでまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 3つの施策、分かりました。後ほど述べますが、清水川せせらぎ公園も入っているのはありがたかったのですが、終わりの見えないコロナ禍の中、昨年とは状況が大きく一変しています。今、3つをいただきましたけれども、その中でも、一番重点を置くような施策について伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに重点事項という項目よりは、私は市長という立場から、市民、

皆さんに安心と安全を届けるための施策が全てだと思っています。その中には、もちろんコロナ対策もあります。感染症対策、防御もあります。誹謗中傷を防ぐというのもあります。それに加えて、皆さんの安心・安全。昨年の水害でありました、防災・減災も必要だと思っています。またそのためには、庁舎の整備、また病院を新たに作る。そして保健衛生センターの問題、広域にかかりますが、たくさん問題があります。また皆さんから、いつも必ず出てくる教育問題、高齢者への対応、たくさん問題があります。1つに絞ることはできません。そのために、私は各課があり、私と一緒に考えてくれる組織があるのだと思っています。また、議員の皆さんからきちんとした判断をいただき、進めていくという大切な時期だと思っていますので、この時期を逃さず、きちんとやれることをきちんと段階を踏んでやっていきたいと思います。1つに絞るのではなく、きちんと進めることを私を中心に進めていきたいと思っていますので、1つに決めることはちょっと難しいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） よく分かりました。前向きに捉えて、よろしくお願いします。

次に、令和3年度の予算編成方針について伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 予算編成方針としましては、先ほど言いましたように、新たにやはりこの間の議会でも皆さんから御質問がありましたように、令和3年度の当初予算の編成については10月初旬に庁内決定をし、その後、職員対象の説明会を実施させていただきました。既に各課の予算要求を取りまとめて、現在、査定の作業を進めています。

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で、市税収入の大幅な減収が危惧されることや、普通交付税の一本算定などから、歳入の確保が厳しい状況にあります。限られた財政の中で第2次総合計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な成果を得るとともに、中長期財政計画による収支見通しに基づき、公共施設等総合管理計画に位置づけられる各公共施設の統廃合等を本格化させ、引き続き、選択と集中を実行することを方針として、全職員、共通認識の下に編成に当たるように指示しました。

歳入の面からは、新たな視点として、企業版ふるさと納税の活用、ガバナメント・クラウドファンディングなどによる歳入確保対策に取り組むこと。歳出の面においては、既存事業の費用対効果等について、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、ゼロベースでの見直しを進めつつ、地方創生との両立を図ることなどを挙げております。

なお、予算規模につきましては、前年度当初予算と同程度の110億円を目標として設定いたしておりますことを、御理解願いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ここ数年、当初予算は少しずつではありますが、減少しています。その方針については、ぜひ、堅持していただきたいというふうに思います。今後の見解について、伺いたいと思います。今、予算規模が110億円程度ということでございますが、令和2年度の当初予算が109億8,000万円と、ほとんど変わらないと。下回るようなことにはできないのかと、もう少し頑張ってはいただけないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 予算規模につきましては、今年度と同程度の110億円を予定してございます。議員がおっしゃるように、事業の精査等をさらに進めまして、事業規模が少なければ、そのほうが良いと思います。

今年の予算要求の中で特徴的なのは、やはり歳出については、抑えるところは抑えてきているというところで、110億幾らの要求がありましたが、今年につきましては、コロナ禍の影響で歳入が上がってこないというのが特徴的なところがございまして、そちらの財源との調整については、誠意をもって努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） そのとおりではありまじょうが、人口減少に伴って、当初予算の規模もだんだん少なくしていかなければいけないというふうに、私は常々前の一般質問でも申し上げました。横ばいというのはいかがなものか。実際にどんどん人が減って、今までどおりだというのは、ちょっと問題ではないのかなというふうに思います。いきなりの縮小はできませんから、今からでも取り組んでいく必要があると思います。できれば、標準財政規模、80億円ですか、なかなか難しいと思いますが、年々少しずつでも減らさないと、減らす努力が必要ではあるというふうに思いますが、再度、お願いします。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 人口の減少に伴い、予算規模が削減されるという考え方もございますが、逆に言えば社会資本など、道路等につきましては、人が減っても変わるもの、変わらないものがありますので、精査するところは、鋭意努力して精査をするという気持ちでおります。

また、標準財政規模、令和元年度の決算でいいますと81億4,000万円ほどでございますが、こちらにつきましては、経常的に入るであろう一般財源の額を示しているものでございますので、そこにいわゆる特定財源や臨時的収入等を入れて、大体110億円程度の予算を見込んでいるものでございます。

今後の予算規模としましては、そういうものを含めて、いわゆる貯金として持っている基金

を取り崩さなくても予算編成ができるような規模であることが、財政担当としてはベストなのかなという認識をさせていただきます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） じゃあ、次に移ります。今の件は努力していただきたいと思います。

3番の令和2年度・令和3年度の税収等についてであります。

コロナ禍による経済活動の鈍化や、その対策費、さらに令和元年度台風19号災害による影響により、本市の本年度及び来年度の市税の減収が予想されます。今後の見通しについて、伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 令和2年度・令和3年度の税収等の見通しについてお答えいたします。

市税等につきましては、相馬議員の御質問のとおり、コロナ禍による経済活動への影響により、大幅な減収が見込まれています。先行きが不透明であり、税収の把握が難しい状況となっております。

このため、市独自の緊急経済対策のうち、プレミアム付商品券発行事業や、八溝そば消費拡大事業など、経済活動の回復に向けて約7,300万円の対策を講じてまいりました。

このような中、令和2年度の一般会計の税収見通しにつきましては、令和元年度決算額との比較で、2,000万円程度の減収を見込んでおります。国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の特別会計につきましては、決算額で3,000万円程度の減収を見込んでおります。

なお、台風19号や新型コロナウイルス感染症に関する減免制度による減収につきましては、交付税や特別調整交付金等の財政支援があり、また、予算額につきましても経済状況等を踏まえ、弾力的に編成しておりますので、歳入が大幅に減ることはないと考えております。

次に、令和3年度の税収等の減収額につきましては、予算編成中ではありますが、一般会計及び特別会計の予算額ベースで、1億円から2億円程度の減収を見込んでおります。特に、個人事業主及び給与所得者の減収が見込まれ、個人市民税や国民健康保険税等の税収に大きく影響するのではないかと考えております。

また、固定資産税につきましては、国の制度により令和3年度の課税分に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置に起因して、厳しい経営環境にある中小事業者等を対象に、償却資産及び事業用家屋に対する軽減措置が講じられるため、減収が予想されます。

しかし、令和2年度同様に、新型コロナウイルス感染症対策に対する税制上の措置につきまして、国費で補填されるため、歳入予算全体では、影響額が少ないのではないかと考えており

ます。

今後も、新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、国の税制上の措置に適切に対応するとともに、税收の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 結果的に来年度は、1億円から2億円ぐらゐの税收の減だと。ですが、昨日、今日あたりの新聞を見ますと、那須塩原市は10億円から15億円、栃木市においては税收12億円の減の見込みという中で、1億円、2億円で果たして済むのでしょうか。ちょっと疑問が残るんですけども、その辺を再度お願いしたいと。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） 相馬議員がおっしゃるとおりに、昨日の「下野新聞」のほうでは、那須塩原市が10億円から15億円、栃木市のほうは12億3,000万円というふうになっております。こちらの那須塩原市のほうは観光地というのもありますので、うちのほうとちょっと地域の事情が違ふと思います。

精査しました結果、1億円から2億円ということで算出をさせていただきました。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。ぜひ、そのように抑えていただければと思います。

今、国、県においても同様に税收の大幅な減収が見込まれています。国においては本年度補正予算、1次から2次補正で約58兆円を計上し、さらに3次補正で20兆円の莫大な予算を計上しようとしています。合計で78兆円、国家予算に近づくような勢いでございますが、県においても109億円の財源不足の報道があり、このような事態の中、本市の来年度の地方交付税の見通しについてを伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 来年度の地方交付税の見通しについてお答えいたします。

普通交付税につきましては、合併自治体として有利な計算である、合併算定替の措置を平成27年度までの10年間受けていましたが、平成28年度から5年間かけて、本来の一本算定に向けた段階的な縮減措置が行われ、令和2年度はその最終年度となりました。

令和3年度からは、いよいよ普通交付税が一本算定となることから、本年度以上に減額となることが想定されています。さらに、本市の国勢調査の人口が減少となる見込みであることなどから、来年度の推計値やそれ以降の見通しについても、厳しい状況が続くものと危惧しているところであります。

交付決定額は、平成27年度の43億円をピークに、年々減少を続け、令和2年度は38億7,000万円となっております。さらに、普通交付税の財源の不足分として発行されている臨時財政対策債の減額分と合わせますと、この5年間で、実に6億円以上が減収となったことから、予算については選択と集中の方針の下、適正化に努めてまいりました。

今後も、地方交付税に係る国の地方財政計画等を注視しながら、中長期財政計画と整合を図りながら、健全な財政運営に努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ちょっと時間がなくなりましたので、いろいろ前もって質問を考えておりましたけれども、一点だけお願いしたいと思います。

こういった税収から地方交付税の減、こういうことが長期化した場合どのような事態になるのか、それだけちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 地方交付税を含めて、うちのほうは地方交付税が主な収入になってきていますので、減額になれば歳出をそれなりに抑えていくと、ない袖は振れないということがございますので、事業の取りやめ等や、人件費の削減等を考えていかざるを得ないと思います。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） なかなか大変な事態になるんだなというふうに思います。そういう意味でも、やっぱり一般会計予算は、だんだん縮小していく必要があるというふうに、私は考えます。

では、次に参ります。4番の清水川せせらぎ公園Bゾーンのリニューアルについてであります。

令和元年6月定例会の一般質問において、清水川せせらぎ公園のリニューアルについて川俣市長の見解を伺ったところ、前向きに取り組んでいくという旨の答弁がありました。その後の取組状況について伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 清水川せせらぎ公園のリニューアルについてお答えいたします。

清水川せせらぎ公園Bゾーンは、水と親しむ公園として整備されましたが、中央部にある、せせらぎが使用できないことに加え、公園利用者から、せせらぎの石が危険であることの指摘を受けていることを踏まえ、昨年度よりリニューアルに向けた検討を行っているところであります。

一体的な利用ができるよう、せせらぎを埋め立て、子供たちが遊べるエリアや、健康づくり

エリア等を設定するなど、整備を進めてまいりたいと考えております。整備には多額の費用がかかることから、財政状況を踏まえながら進めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 前回、県の土木事務所と調整が必要であるという答弁がありました。どのような調整があつて、前向きに行けるようになったのか、伺いたしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） リニューアルを行うに当たりましては、管理者であります栃木県烏山土木事務所との協議が、まず必要になります。現在進行形で進めている状況でございます。市の方針について、おおむね了解をいただいているところでございます。

令和3年度には、河川占用の申請を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 清水川せせらぎ公園の今後の整備の進め方、及びスケジュールについて伺いたしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 清水川せせらぎ公園の整備内容及びスケジュールについてお答えいたします。

清水川せせらぎ公園の整備内容につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、中央部にあるせせらぎを埋め立てることを最優先に、実施してまいりたいと考えております。旭橋方面から上流に向けて、令和3年度から3年程度をかけて埋め立てていくこととしております。

清水川せせらぎ公園は、烏山市街地の中心にある公園ですので、子供たちから高齢者まで、皆さんに安心して親んでもらえる公園にリニューアルしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 前回、都市建設課長から、中にある巨石の処理が非常に大変だという答弁がありました。その問題は、どういうふうになっておりましたでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） せせらぎに並んでおります巨石を搬出して処理するというには、多額の費用を要すること。また、現在のまま埋立てを行っても、石を完全に土で覆うことができないということで検討を重ねてまいりました。公園内に巨石を上手に配置しまして、

それを有効活用することで経費を節約できるという見通しが立ちましたので、今後の計画に反映させてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 確かに巨石を処理するには、非常に莫大な金がかかるというふうに思っていたのですが、内部で処理ができるということであれば、非常に喜ばしいというふうに思います。

清水川せせらぎ公園の水路を埋立てれば、スペースの拡大や遊具の設置等により、子供たちが安全に遊べる公園となります。また、広場を生かした市民イベント等の開催も考えられ、中心市街地、周辺地域の活性化にもつながるものと考えます。将来的な利活用方法について、伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 清水川せせらぎ公園の将来的な活用方法についてお答えいたします。

議員からの御指摘のとおり、水路を埋めることにより一体的に利用できるスペースが大きくなり、市民主体のイベント等の開催も考えられることから、中心市街地や周辺地域の活性化にもつながるものと考えております。

また、財政状況にもよりますが、公園に遊具が少ないといった御意見等をたくさんいただいておりますので、子供たちが遊べる遊具や健康を維持するための屋外フィットネス器具などの設置も検討してまいりたいと考えております。

清水川せせらぎ公園の利活用方法につきましては、庁内にプロジェクトチームを設置し、検討しているところであり、11月28日土曜日には、県まちなか元気会議と共催で、公園の活用方法についてワークショップを開催したところであります。

子育て環境の充実や、中心市街地の活性化は、取り組んでいかなければならない重要な課題であることから、今後もプロジェクトチームを中心に検討を重ねてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ちょっと一点、今の中で教えていただきたいのですが、県のまちなか元気会議というものは、どういうものなのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 県の都市計画課が中心となりまして、県内に那須烏山市をはじめとしまして、市町が登録をしております、まちなか元気会議というのがございまして、鹿沼市とかでもワークショップ等を開催しているものでございます。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 組織は分かったのですが、どんなことをやっているのかちょっと、どんな活動をしているのか教えていただけますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 市内の活性化のために皆さんで勉強会をやりまして、参加している方の意見を頂戴しながら、活性化に向けて取り組むという組織でございます。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。活性化に取り組むということですね。あまりにもちょっと広過ぎてよく分かりませんが、そういうことなのですね。

それでは、現状の公園内において、やっぱり日陰がちょっと少なく、夏になると厳しい暑さに見舞われます。屋根等、日陰の場所を、今でなくてもいいですが、その後、確保できないか伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 確かに清水川せせらぎ公園におきましては、公園の利用者からも日陰が欲しいという意見をいただいておりますことから、あずまや等の設置についても検討をしているところでございます。まずは、せせらぎを埋め立てる工事を優先して実施しまして、一体的に埋立て工事が終わった後に、設置について考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） これから工事にかかるわけですから、今、造れとは言いませんが、工事と同時にそういったものも検討いただければと思います。埋め立てた場合、上に構造物は造れないというふうには思いますけれども、屋根とか遊具の設置については、問題はないんですよ。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） はい。そちらに関しても、管理者であります栃木県烏山土木事務所との協議が必要になってまいります。現在、打合せをしている段階におきまして、河川内に占用物として認められるあずまやや遊具もございまして、土木事務所とよく協議の上、設置に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。ぜひ、お願いしたいと思います。

さらに、前回も質問させていただきましたが、下流のCゾーンと一体化した再開発をすれば、もっと大きく生まれ変わるのではないかというふうに思います。現時点では、ちょっと進展はしていないようですけれども、今後どういうふうに行っていくのか、伺えればと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 現在、BゾーンとCゾーンの間には国道の294号が走っておりますので、現在は、国道の下を通ってBゾーンとCゾーンを行き来しております。一体的には利用できていない状況であります。

議員からの御提案のとおり、一体的に再開発をすれば、新しい利活用ができるものと考えておりますが、こちらにつきましては、やはり同じく管理者であります栃木県との協議が必要となっておりまして、まずはBゾーンの整備を優先させ、その完了後に検討をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） あれもこれもやれと言っているわけではないので、課長がおっしゃるように、Bゾーンを早く進めていただきたいと思います。烏山地区の中心部に市民の憩いの場となる新たにリニューアルした公園を、ぜひ、整備していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、最後の質問になります。5番目の令和元年台風19号による災害復旧工事についてであります。

令和3年3月末までに、農地・農業用施設、全ての復旧工事が完了するのか、再度、伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 災害復旧工事の進捗状況についてお答えいたします。

国庫補助事業による災害復旧工事につきましては、農地75か所、農業用施設103か所の合計178か所を近接箇所ごとに集約し、最終的には71か所として工事を進めてまいりました。各耕作者の方々や地元土地改良区、水利組合等の多大な御協力によりまして、復旧工事も順調に進んでおり、早い箇所では既に工事が完了し、耕作者宛てに引渡しが進んでいる場所もあります。

残りの工事未完了の箇所につきましても、来年の3月末までには、下川井地内の橋梁の復旧工事箇所を除いて、工事完了の見通しがついております。なお、下川井地内の橋梁につきましては、今後も地元との協議を進めてまいりたいと考えております。

また、そのほかの工事未完了の箇所につきましては、来年3月末までに必ず完了するよう、関係機関と受注業者との連携調整を図りながら、復旧工事を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） まもなく令和2年が終わろうとしています。現時点で来年の3月で

すから、大きな見通しがついたというふうに思いますけれども、万が一、来年に作付ができないといったことはないですよ。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 既に発注しております工事につきましては順調に進んでおりますので、事件的なことがない限り順調に作付はできるものと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ぜひ、3月いっぱい、工期いっぱい完了させていただきたいと思いました。

次に、本年、作付できなかった農地について、固定資産税の減免等の措置がありました。対応がちょっと足りなかったのかなというふうに考えています。災害に遭った農家は、いわゆる作付できなかった農家ですけれども、収入がなくても年間の固定経費は発生しています。そこで、作付できなかった面積がはっきりしている現在、農家に対する手厚い財政支援について、国、県に強く要望すべきではないかと考えますが、市長の考えを伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 令和元年東日本台風につきましては、本市の農地に大きな影響を与えただけでなく、農業施設や農業機械にも大きな損害を与え、著しく農家の営農意欲の低下をもたらしたことと思います。

昨年の台風被害について、国や県、そして本市では、様々な支援を行いました。農地に流入した稲わらの処理費助成、農地復旧後の土壌改良費助成、破損した農業施設・農業機械への修理費や再取得費の助成、潰れた農業用ハウスなどの撤去費用の助成、農家の営農再建に必要な経営資金の助成など、様々な助成を講じたところでありますが、水稻や果樹などの農作物の被害につきましては、収穫後ということで実害がなかったことでありますが、水稻共済や園芸共済、収入保険制度の対象となった農家はありません。

しかし、一方で、農地が復旧するまでの間、水稻の作付ができなかったことに起因した収入減は議員がおっしゃるとおりだと思います。いわゆる減収補填につきましては、現行では支援制度がありませんので、本市では、一部の被災農家が代替作物として、畜産農家に販売する燕麦の作付を行ったものの、大部分の被災農家は、水稻の作付ができなかったことにより、収入が大幅に減少したところであります。

議員質問の、国、県への要望につきましては、県内の被災市町の動向を注視するとともに、県の農政部局と協議の上で、適切に対応してまいりたいと思っています。私自身もこれは必要かなと思っています。ただ、なかなか今まで前例のないことなので、対応していきたいと思

ますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 被災面積が1,064ヘクタール。本年作付できなかった面積49ヘクタールと確認しています。市長自らが先頭に立って、様々な人的パイプ等を駆使して、早急に財政支援の要望活動を展開していただけないでしょうか。再度、伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） もちろん進めていきたいところで、実は年末に訪問に行きたいと考えておりましたが、このコロナ禍になりまして中央官庁に行けなくなってしまいましたので、その辺を加味させていただき、対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 時間がないのですが、国、県が動かないということであれば、市単独で財政支援というものも考えてもいいんじゃないですかというふうに思うのですが、大体、作付できなかったのが49ヘクタールですから、金額にしても大したことはないのかなというふうに思います。その辺はどうですか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 市単独ということではございますが、県内でも被災した自治体がございます。そちらでの対応を見まして、私どものほうでも考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 前向きにお願いしたいというふうに思います。

令和の時代になり、令和元年には台風19号の大災害、令和2年からは未曾有のコロナ禍が起り、この2年間は大きな災難が続きました。来年、令和3年が倍返しの良いことが起きることを願ひまして、終了いたします。ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、10番相馬正典議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき14番沼田邦彦議員の発言を許します。

14番沼田邦彦議員。

〔14番 沼田邦彦 登壇〕

○14番（沼田邦彦） 皆様、こんにちは。14番沼田邦彦でございます。傍聴席には、大勢の皆様にも、また控室にも大勢の皆様にお集まりをいただき、誠にありがとうございます。久保居光一郎議長から発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、一般質問を行います。

川俣市政に移行しまして初めての一般質問でございますので、川俣市長の政治姿勢、政治公約に照らし合わせて、1、人口急減社会における公共施設の在り方について。2、旧境小学校跡地の利用について。3、防災集団移転促進事業についてを質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 初めに、川俣市長の政治公約は、「見ます！聞きます！決断します！覚悟と責任と対話による市民のための市民参加の市政を目指す」とされ、「市民と向き合い全員参加のまちづくりを推進します」「厳しい財政状況の立て直しを図ります」「広域的な自治体間の連携強化を図ります」と3本の柱を掲げ、トップリーダーとして、最高責任者として市政運営を担っておられます。市長の政治公約、政治姿勢に照らし合わせまして、それぞれの項目から質問をさせていただきます。

人口急減社会における公共施設の在り方について伺います。

ややもすると、政治も行政も人口が減少することに気づいていても、そのことを口にすることを避けてきた嫌いがあります。住民の誰もが自分の住む町が縮小することを望んでおらず、人口が増え、町が栄えていくことを期待するからでしょう。しかし、日本創成会議・人口減少問題検討分科会では、2014年5月に消滅可能性都市全国896市区町村の自治体名を公表し、栃木県内では7市町が含まれており、その実態を認識させられました。那須烏山市が消滅可能性都市という現実を突きつけられて、改めて政治と行政と住民が一体となって議論し、知恵を絞る必要性に迫られております。

那須烏山市の人口の推移は、国立社会保障・人口問題研究所、日本の地域別将来推計人口の公表によりますと、令和22年、2040年の人口は1万6,722人で、平成28年3月に市が策定した、第1期人口ビジョンに掲げる目標人口2万人に比べると3,278人減少しており、さらに令和42年、2060年には、1万6,000人の人口目標に対し、9,680人と推計しております。国や市の試算をはるかに超える勢いで人口減少が超加速しているのが、今の那須烏山市の姿であります。これらの減少は県内25市町、特に消滅可能性都市に厳しさが集中しております。

川俣市長は2019年、昨年1月3日、地元新聞の新年の抱負の中で、本年、今となって

は昨年ですが、重要な事業として行政庁舎の本庁方式を見据えた基本構想の策定、市街地における公共施設の再編・再配置を図るランドデザインを市民の皆様にお示しし、機能的なコンパクトなまちづくりを進めてまいりますと、県民・那須烏山市民に力強く述べられておりました。そこでお伺いたします。

人口急減社会に向き合う行政対応の中で、避けては通れない三大事業、市長公約一丁目一番地の新庁舎建設。2、市民の命と健康と安心を守る那須南病院大規模改修。3、市民生活に1日も欠くことのできない保健衛生センター移転整備の優先順位と、庁舎整備の在り方について伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 三大事業の優先順位と庁舎整備の在り方についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、いずれの事業も避けては通れない最重要事業でございます。加えるならば、老朽化の著しい多くの公共施設の統廃合、複合化、集約化も避けては通れない事業であります。

庁舎整備につきましては、平成29年12月に外部委員で組織する庁舎整備等検討委員会を立ち上げ、基本構想素案を諮問し、昨年9月に答申をいただいたところでございます。その答申を受けまして、市内12会場で住民説明会を開催し、市民の意見等を集約してまいりました。

庁舎整備の在り方に関しましては、令和2年3月30日に市議会庁舎整備検討特別委員会より中間報告がございましたので、議員の皆様のお意見等も踏まえ、現在、中央公園における庁舎整備の検討資料をコンサルタントに業務委託している状況でございます。今後は、それらの成果品の資料等も含めまして、議会特別委員会において説明をさせていただきたいと思っております。その後、議会特別委員会からの報告書を踏まえつつ、平時には、まちづくりの拠点施設として、また、非常時には、災害対策等の司令塔施設として、新庁舎整備を推進してまいります。

那須南病院大規模改修に関しましては、南那須地区広域行政事務組合におきまして、本市の副市長、那珂川町の副町長を中心に、市町職員で構成する那須南病院施設整備検討委員会を設置し、那須南病院の大規模改修、現地建て替えまたは移転建て替えの3パターンで、今、検討を行っている最中でございます。来年度は、老朽化した空調設備につきまして、先行して2億4,500万円の改修を予定しております。

保健衛生センターの移転整備に関しましては、南那須地区広域行政事務組合におきまして、学識経験者、本市の副市長、那珂川町の副町長を中心に、市町職員で構成する一般廃棄物処理施設整備検討委員会を設置し、施設の処理方式、規模等の検討を行っている最中でございます。

3つの施設整備の計画年次でございますが、新庁舎につきましては、合併特例債の発行期限である令和11年度までには、整備を計画しております。また、那須南病院につきましては、先ほど答弁しましたが、来年度に空調設備を先行しておりますので、現時点では大規模改修等の年次は未定となっております。ごみ処理施設につきましては、令和9年度までに、し尿処理施設につきましては、令和12年度までに、移転整備の計画を立てております。

優先順位につきましては、計画年次を見据えたものとなり、那須南病院と保健衛生センターに関しましては、南那須地区広域行政事務組合において検討を行っておりますので、それらの状況を踏まえながら、広域議会議員の皆様と協議を重ね、整備に向けて推進してまいりたいと考えております。

また、新庁舎整備につきましても、先ほど申し上げたとおり事務を進め、しかるべき時期に事務所の位置を変更する条例を議会に上程してまいる所存であります。いつも、沼田議員がおっしゃるとおり、議会と行政は両輪でありますので、これからも皆さんと協議を重ねながら、この市が良くなるために進めていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 細かい質問に入る前に、市長の所感を伺います。合併時から15年間のこの人口減少の動きと、現在から2040年、あるいは2060年に向けた人口の推移、これは想定内か想定外か伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 想定内と実は言いたいところですが、想定されているものではなかったと思っております。そのために学校もたくさん建ててしまいましたし、いろんなものを造ってしまいましたし。そういうものを、今は集約している段階であります。予想ができていれば、もうちょっと違う、コンパクトにもともとができたのではないかと思います。庁舎の統合も、合併から15年ぐらいたちますのに進んでおりませんので、やはり真剣味を持って皆さんとともに、議会そして市民の皆様と、本当に協議をしながら進めていきたいと思っております。人口減少は、ちょっと今のところは加速をしていますので、その辺の対応として、子供たちの育成、そして結婚と出産に対して、もう少し補助をするように進めていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 川俣市政におきまして、新庁舎建設は、一丁目一番地という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 正直言いまして、一丁目一番地というのは、今の住所はそうですが、

今後、一丁目一番地に建てられるわけではありませんので、そういうことを改めては考えておりません。皆さんと一緒に考えていくことに関して、住所を変更することはできませんので、同じ場所に建てることはちょっと不可能かなと思っていますので、検討の中で最終的にできるかどうかです。確かに住所だけの問題ではないので……。だから住所ではないし、もちろん一番のことだと思っています。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 新庁舎建設は、何十年先を見据えて整備を進めていかれるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先ほどもお答えしたように、合併特例債の発行期限である令和11年度までには、確実に進めたいなと思っています。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 合併特例債の有効期限ではなくて、何十年先を見据えて庁舎を造るのか、お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 申し訳ありません。お答えを間違えてしまってすみませんでした。何十年後と言われましたら、さすがに10年、20年ではなく、私は50年後を見据えたいと思っています。建物自体も、今のコンクリートやいろんな材料は、50年どころか100年もちますという話もありますので、慎重に計画をしていきたいと思っています。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 50年先になりますと、人口は間違いなく、この推計によりますと1万人を切ってくるわけですね。そのようなことから、人口のバランスと公共施設を考えてみますと、特に閉校になった学校に着目しますと、向田小学校は平成3年にできましたけれども16年間で閉校。境東小学校は18年間で閉校。七合・野上小学校は28年間で閉校、興野小学校は29年間で閉校。そうしますと、早いところでは十数年で、平均すると20数年で閉校になっているわけですが、このときは人口の、生徒数・児童数の適正規模で造ったはずなのですが、あっという間に廃校になっているわけですが、この現状を受け止め、いわゆる新しい庁舎、箱物にどのように向き合っていくのか、伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 箱物という言葉は、私は当たらないと思っています。この庁舎の老朽化は、皆さん、議員の方々も一目瞭然で感じられていると思います。トイレの排水が悪かったり、水道が使えなかったり、皆さんも実感していると思います。これに固執するのではなく、

今、財政的に貯蓄もあるこの時期に、そして人口がまだ推移して、本当に停滞するまでの減っているわけではない時期に建て、将来的に皆さんが生活できるよう、今、造るべきだと思っております。それでなければ、これを20年後に延ばしたら、延命しただけでは耐えられない。人口はもっと減少しますから、税収は確実に下がります。国からの負担も減ります。せっかくここまで貯蓄をして建物を建てようという機運になっているときに、これを先延ばしにすることは違うと思います。ただ、いろんな課題はありますので、この庁舎が最優先ではないと私も思っています。ただ、粛々と進めていくことは必要なことだと思います。皆さんの防災にしても、いろんな意味、今日もこの議会に来ていらっしゃるということは、必ず庁舎に来ることです。そして、ここでこれだけの議論をしている場合は、なくなってしまうということを考えなければいけないと思います。そのためにも、皆さんが必要だと実感していると思います。ただ、庁舎が一番後回しになっているのは、事実だと思います。そのやっ取りかかれる時期になったんだと思っておりますので、皆さんの御意見もたくさん聞きながら改善をし、そしてできたら人口減少もあります。ですから、大きなものを造ろうとは思っていません。併用できるもの、そして何かの併設できるもの、そういうもので複合的に庁舎を造って、それこそいつも議員の方々がおっしゃっているように、わくわくするような造り方をしていきたいと思っております。そのためにも、皆さん、議員の皆さんと協力し、そして市民の意見を吸い上げて、いいものを造っていききたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 次に、人口と職員数と庁舎の規模について考えてみますと、職員数は市民100人に1人というのが目安になっているようですが、10年後の人口は2万。そうすると200人。20年後の人口は1万6,000人。職員は160人。30年後は1万2,000人ですから120人。40年後は1万人を切ってきますから、100人以下に職員数になってくると思われます。そうしますと、現在進めている庁舎建設は、職員250人を目安に設計をされておりますので、人口減少と職員数のバランスを考えると、非常に納得できる材料が薄いと考えております。

また、さらには、限界集落に着目をしたときに、特に金井町、金三、仲町、鍛冶町、元田町、屋敷、南が40%後半で、限界集落に近いわけです。全体的に見てみますと、野上、神長地区はあまり限界集落に当たらず、南那須地区の市街地も限界集落に当てはまってこないんですね。こういった100年先を考えたときの人口バランスもしっかりと考えて、取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 職員数につきまして、私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

人口割りというのも確かに必要だと思いますが、減れば減るだけ、逆に言ったら対応が必要になると思います。今も保健師は、一軒一軒の高齢者を回ったりしております。そういう業務が増えるということは、今後、高齢者や独居老人が増えるということになります。そういう場合に、回る人員を減らすわけにはいきません。それにより一層、丁寧な対応が必要となることになりますので、一概に人口割りで減るということはないかと思うので、私の中では推測しています。

また、福祉部門でかなりの業務が増えてくると思いますので、全部がゼロではなくなると思います。AI化で減らせる部門とか職員は、それはあります。それは対応できると思いますが、保育部門や、いろんな部門で人員を削減できない部門も出てきます。その対応として、推移的に一概にはいえないのかなと思っています。それに50年後に減りますからというので、今いる職員の居場所がなく、プレハブで仕事をしろと言えませんので、その辺の空いたスペースをどのように使うかという考えも持って、取り組んでいきたいなと思っています。

また、経済のほうですが、それは限界集落のほうですが、確かに人口は減っていきます。中央部は減っている。でも神長に新しく造る、具体的に申し訳ありませんが、新しいところに造った場合、それ以上に町なかは衰退してしまいます。中央部に人が集まるままだったらそのままになりますが、これで正直言って、高度経済成長の頃、あとバブルの頃だったらもう少し人の移動があったと思いますが、限界集落になるようなところに、改めて郊外に造ってしまっただけは、交通の便もより一層難しくなってしまうと思います。やはりできましたら、新しく家を建てるといっても、なかなか難しい状況になっています。人口が減退していますから。ですから、もともとの町なかに造ることが、一番ありがたいのではないかなと思って、今、推進させていただいております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 同じ時期に重なる重大事業、庁舎、30億円から50億円と想定します。病院、50億円から70億円、保健衛生センター、67億円。そうしますと、150億円から180億円が想定されるんですね、今の計画です。これを同じ時期にやるわけですから、しっかりと、広域は別だとかそういう考えではなくて、優先順位を示しながら、私たち議会にも、市民の皆様にも示していただければと思います。

最後に、外部委員で組織する検討委員会から、平成30年11月6日に行われました、平成30年度第1回那須烏山市庁舎整備等検討委員会の中で、冒頭、委員長は、肝腎なことは、住民の方の庁舎が必要だという合意形成が重要である。庁舎整備は、首長の選挙の争点になる可能性もあり、場合によっては頓挫するおそれがあり、そういう意味でもじっくり検討し、着実に進める必要があると申されております。しっかりと議会と議論を深めて、進めていただければ

ばと思います。

次に入ります。旧境小学校の跡地利用について。

昨年10月の台風19号により、甚大な被害を受けた下境地区にある旧境小学校跡地は、極めて重要な公有財産であり、有事の際には地域防災の拠点施設として今日まで活用されてきました。旧境小学校跡地については、9月定例議会で先輩議員の一般質問に対しまして、市長は、特定非営利活動法人から本市に、地域振興事業を行うため市有財産売払いの申請が提出されたので、令和2年7月1日付で契約したと答弁されております。下境地区の住民は、旧境小学校跡地利用の地元説明会を受けておらず、合意なく進められたことに対し、行政に対してか、特定非営利活動法人に対してかは分かりませんが、一様に心配と不安と不信の声を耳にしております。そこで伺います。

市長の政治姿勢、市民のための、市民参加の市政を目指し、市民と向き合い、全員参加のまちづくりの観点から、さらには下境地区の住民の心配・不安・不信解消のためにも、小学校跡地における売買契約に至るプロセスと、契約実情について詳しく伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 旧境小学校跡地の活用についてお答えいたします。

旧境小学校跡地につきましては、平成20年3月の学校統廃合により廃校となり、未利用財産利活用の観点から、不動産鑑定評価を実施し、市ホームページ等で公売にかけておりました。

当初は購入希望者が現れませんでした。平成30年6月に特定非営利活動法人RE-JAPANより、旧境小学校を活用し、地域振興事業を行う拠点とするため、市に対して市有財産売払申出書が提出されました。その後、令和2年4月に市有財産売買契約締結に向けて準備を進めておりましたが、コロナ禍にあつて様々な影響により、契約が延期となっていた経過がございます。

このような中、地元説明会の開催を条件としまして、令和2年7月1日付で、市有財産売買契約を締結いたしました。売買価格は1,640万円で、令和2年12月末までに売買価格全額が市に納付された時点で、旧境小学校の所有権が相手方に移るという契約内容になっております。

しかし、この中で契約の中に災害時には活用させていただくとか、いろんな条件を盛り込ませていただきましたので、災害のときに避難所として活用させていただいたりということ、契約に入れさせていただきました。このコロナ禍になって、地域住民との説明会ができなかったり、もともとあそこでカフェを開く方々も説明会ができなかったり、地域住民との懇談ができなかったということで、反省をされています。

今のところは、売買契約に向けて本当に支払われるかどうかを、私のほうでは待っている段

階ですので、ここで何かというお答えはちょっとできませんので、申し訳ありません。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） そうしますと、公有財産における売買について、この契約等について特に問題はなかったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） その段階で、私のほうではなかったと思っています。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） もともとは、平成30年6月頃からの動きでありまして、公有財産管理運用委員会の中でも、その中身については協議し、その地域振興策として良いだろうということで進めてきましたので、今回、コロナ禍で若干遅れは出ましたが、正式な手続を経ていると認識しております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 私は、私の角度で質問をさせていただきます。

まず、廃校跡地の利活用について調べますと、江川小学校、興野小学校、向田小学校、境東小学校、全ての学校跡地で市当局、事業所、地元自治会と丁寧に地元説明会が市長出席の下、行われ、合意形成がなされ、それから契約というのが、今までの流れだと私は認識しております。なぜ、旧境小跡地だけが説明会を開かず、一番重要な合意形成ができていないのに、契約を急いだのか伺います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） NPO法人では、今年の中旬オープンを目途に、旧境小学校の改修工事等を行っていたわけなのですが、今年3月8日、市イベントの「なすからC a f e」というイベントをしながら、その翌週、地元説明会をする予定で段取りはしておりました。

ただし、緊急事態宣言が出された結果、全ての事業が中止になり、その後の6月に緊急事態宣言が解除になったときに、再度、協議をしまして、地元説明会を条件に売買契約を進めるということになった経過がございますので、決して地元説明会をないがしろにしているということではありません。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 地元説明会をしてから契約に移るのが本筋だと思いますが、できていないのに契約したことは事実であります。私はそこは、ぜひ、反省をしていただきたいと思っています。

次に、特定非営利活動法人と売買契約に入る前の貸付け状況について、数点伺います。

令和元年5月から令和2年3月末まで、11か月間の使用料、校庭は無料、校舎は建物保険料1万6,000円、月にしますと1,400円ぐらいを取ったということですが、既存する学校施設の使用料を考えると、小学校の体育館などは1時間500円から600円。野球場600円。公民館4時間を超えると1万円など、明確に使用料がうたわれておりますが、保険料だけの使用料は、実質、私はゼロに当たると思います。これらを考えると、公平性に欠ける貸付契約が行われていると思いますが、契約者である市長の見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 私の中でも、それは不合理だったと思います。ただ、契約をするという前提がありましたので、そのように進めたのかなと、私の中では理解しております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 次に移ります。貸付期間中に所有権が移転していないにもかかわらず、公有財産を、大型リフォーム改修工事をしているようですが、このようなケースは今まであったのでしょうか。誰が認めたのでしょうか、伺います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 前例があるか、ないかでくりますと、前例はあまりありません。ただ、4月中旬からオープンを予定していたことから、それまでには使用できるように旧境小学校の西棟につきましては、手をかけなければ、カフェとしてオープンすることは不可能でした。その分が、事前の工事着手を認めたという経過につながっております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 苦しい答弁かなと思いますけれども、やはり常識的には、所有権を移転してから工事に入るとというのが今までの行政のやり方ですので、なぜここだけ特例が続いているのか、私には理解できません。

次に、売買契約予定法人とは別の株式会社、令和2年4月から9月までの6か月間、貸付を行っているようですが、どのような理由で貸して、どのような契約内容になっているのか伺います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 先ほどあった令和元年5月16日から、令和2年3月31日まで、まだ一部使用、改修しながら動いていたわけなのですが、本格的な4月中旬を目的に、4月以降は店頭販売を行う予定というふうに聞いておりました。また、グループ会社である「ミライのタネ株式会社」という名の下に活動するということがあったものですから、営利を目的とする企業であれば、その売上金に対する使用料の徴収が、本来、行政として使用料を徴収していることから、そのような経過になったということでございます。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 契約予定団体とは別の営利団体に、また貸すということも私は理解できないのですが、その家賃、賃料はどのようになっているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） あくまで店頭販売に一時使うということなものですから、それに係る売上金に対する使用料収入の徴収を相手方と貸付け申出による許可をしたところでございます。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 月の売上金の多分5%かなと、私は思うんですけども、しっかりとこれは徴収できたのか伺います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今年の4月から9月30日までの半年の貸付けの許可をしておりました。現在、精算が終わって、全ての資料を出させていただいた結果、売上げについては50万ちょっとありましたが、それに係る費用が大幅に超えて赤字経営であったというのが事実になりましたので、現在、使用料としては徴収していないというふうな形になっております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 売上げの5%という契約ですから、マイナスだったから払えないとか、こういうことはあってはならないと私は思います。このもらえなかった家賃はどうするんですかね。

○議長（久保居光一郎） どうですか、答弁。（「結構です、議長」の声あり）

14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） いずれにしても公有財産の、私からすると私物化と取られてもおかしくないことが行われておりますので、しっかりと公有財産を管理していただきたいと思えます。

そこで契約法人との売買契約について、何点か伺います。

コロナの影響で3か月遅らせたとありますが、どちらの都合で、どのような理由だったのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 市長答弁、また私のほうからも話しましたが、どちらかの都合というものは、両方とも少し加味されているというふうに認識しております。まず、市イベントがそこで開催できなかったこと。また、地元説明会が3月中に行えなかったこと。コロナの影響によるNPO法人の経営状況の悪化等々もございまして、双方合意の下、時期をずらしたと

いうことではございます。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） そうしますと、この契約時に保証金を頂いて、通常、契約時に保証金を頂く。残金は30日以内に支払われているのが今までの前例ですけれども、なぜこの契約は、受付保証金が30日後で、残金は半年後でよろしいのでしょうか。また、残金1,476万円の見込みはどのようになっているのか伺います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 旧小学校の関係でいきますと、旧江川小と旧興野小学校がございました。これは、議会の議決が基となって、仮契約の下、契約書の取り交わしについてはさせていただきましたが、契約保証金は5%、残額を30日または40日以内に支払うという契約でございました。今回につきましては、議会にかける契約じゃなかったことでもあります、今後の見通しを考慮した結果、契約保証金については、あくまで10%頂く。そして地元説明会を条件で、年内には全額入れる。入れない限り所有権は移らないという。また、市長から話があったとおり、災害時の取決め等の使用についても、そういった目的で使うことを両方で合意は得ておりますので、6か月間、12月いっぱいまでという対応をしたところでございます。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 9月定例会の先輩の一般質問の中から、何点か伺います。

市長は、旧境小学校跡地の活用について、下境は昨年の台風で甚大な被害を受けました。旧境小学校跡地は高台にあるということから、被害がほとんどなく、地域のごみの受入れ場として活用されました。このような状況を目の当たりにした相手方の代表理事は、市が提案した下境との災害協定と、集団移転促進事業に対する土地の提供についても理解をしております、と答弁をされております。すなわち代表理事は、私が買った、いまだに入金されていないこの土地が、市の事情で再び市が必要ならば、土地の提供についても協力しますよと、私は読み取れるわけですが、被災し傷ついている下境地区の住民の気持ちを考えたときに、市長の答弁は、これでよろしいのでしょうか。二律背反的なこの矛盾をどう説明されますか、伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 申し訳ありません。そのように捉えれば、それはしょうがないと思います。ただ、私の中では、売買契約をしている段階で、その答えを言うことはできませんでしたので、今でも、できましたら売買契約をしている間は答弁は控えさせていただきたいと思っています。違う場所を選ぶこともあるし、災害時の災害ごみの受入れとかもさせていただくということは、契約の中では入っておりますので、対応していけると思っておりますので、それ以上のことは、ちょっとお答えができないと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） そもそも、ただ同然で貸している期間に災害、台風19号が襲来をし、その4か月後の2月10日に境地区自治会市政懇談会でも、下境の自治会長から、水害に弱い下境地域のために、ぜひ、取っておいてもらいたいと懇願をされております。契約前の6月定例会でも、先輩議員が、一般質問の中で懇願をしております。悲痛な叫びに耳を傾け、行動するのが行政の役割だと思います。ぜひ、これからまだ12月末まで少し日にちがありますけれども、下境に寄り添った対応をしていただきたいと思います。そこで、伺います。

12月30日以降、契約が成立した場合、契約が不履行になった場合、それぞれどのように考えているのか伺います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 残りの残金が12月いっぱいまでに入らなかった場合には、契約無効となりますので、契約保証金は市のほうの歳入として取り扱うこととなりますので、まずその点を一点報告するとともに、今後、白紙に戻った状態になりますので、地元の方、また市内部等でも協議しながら、どのような有効活用が未利用地としていいのか、検討していきたいというふうに思っております。

あとすみません、一点だけなのですが、先ほどの使用料の観点なのですが、実はあそこは貸付料、普通財産の貸付料として貸しておまして、売上金の5%は間違いなのですが、使用期間満了後に受ける収支報告を基に算出するとされておりますので、当然かかった分、払った分を相殺しながら決定していくということでございますので、単純な使用料ではないということだけ訂正させていただきます。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） もう一度、伺います。契約された場合は、そのまま続くんでしょうけれども、そうじゃなかったときに白紙に戻って、どのような利活用が望ましいのか、どのようなことが想定されるのか、改めて伺います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 昨年10月12日の台風以降、この1年間、皆さんも想像がでないような社会変化がございました。その中で、旧境小学校についても災害の仮置場の現場、また新たな地域振興施策の一環として、地域住民を盛り上げていくというふうなところは、全く間違いはない事業計画でもございました。今後につきましても、地元のためにどのようなのがいいのかを勘案しながら、そこを有効に活用できるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦）　まずは地元と話し合うことが最優先だと思いますけれども、地元でこれから始まる集団移転事業で、候補地としていいのではないかというような話があったときには、そのようなことも検討されていくのでしょうか。

○議長（久保居光一郎）　佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹）　地元優先として、検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（久保居光一郎）　14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦）　それと一つ、所有権を移転する前にリフォームしちゃっているんですね。この民間会社も、約1,800万円が未収金なわけでございます。市のものを所有権を移転する前に改修をして、その業者も未収になっているんですけども、こちらはどのように、今後、考えていったらよろしいのか、伺います。

○議長（久保居光一郎）　佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹）　まず、行政とNPO法人の契約そのものにつきましては、契約書の19条で、不履行になった場合は原状回復義務が定められておりますので、基本的には現状に戻すということでございますが、やむを得ない場合、もう既にいろいろ手を加えてしまって現状に復すことができないということであれば、そのまま返還するということが可能です。行政としては、その規定に基づき進めるところでございます。ただ、民間と関係団体の民民上のやり取りに関しては、そこは行政としては、なかなか対応することができないという理解ではあります。

○議長（久保居光一郎）　14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦）　この民間会社の方と、いろいろと話をさせていただきました。やはり背景的には、この団体が校舎を買うということが前提になっていましたので、少しライング的に入ってしまったとは思いますが、通常どおり、所有権が移転される前にリフォームを認めなければ、この業者もやらなかったわけでございますので、しっかりとそういった道義的な部分も感じていただきたいと思います。また、この民間会社も、お金がもらえていないのは事実ですが、今後を考えたときに、最優先に下境の皆様の考えのお手伝いをさせていただきたいということですので、改修をかけた部分を、ぜひ下境の皆様に使ってもらいたいとまで言ってくれていますので、しっかりと地元の意向を酌んで、災害避難場所にしても、集団移転の候補地としても、また交流施設としても使える場所だと思いますが、改めて伺います。

○議長（久保居光一郎）　佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹）　今、沼田議員からもお話がありましたとおり、関係民間会社からも有効に活用してほしいかなということは、こちらでもお話は聞いてはありますので、そうい

った御意向も含めながら地元優先で、いい未利用地の活用ができることを、行政としても期待しております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） とにかく、この契約に関しましては、私は理解できませんので、まずは12月30日以降、早い時期に地元住民説明会を開いて、この契約の一連の流れ、またこれからの旧境小学校跡地の利用について、必ず説明会をやって信頼回復に努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） そのとおり対応してまいりたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 次に入ります。防災集団移転促進事業について伺います。

国交省と那須烏山市では、下境地区で10月22日、23日の2日間、計6回、111人が出席の下、宮原地区では11月22日、計3回、66人が出席の下、住民説明会を開き、被災リスクのある住民の集団移転について、市が2024年度までに事業計画をつくる意向を明らかにしました。

防災集団移転の実施に当たり、区域や世帯数、移転のインフラ整備、住宅建設の補助などを盛り込んだ事業計画を定める必要があり、国が定める霞堤の整備に合わせ、2024年度までに計画をまとめると説明されておりました。出席者の方からは、ようやく話が聞けた。遅過ぎた。保障の件などが不安だ。移転先はどうするのか。移転する者、残る者のコミュニティはどうなるのかなどなど、様々な意見が出たようです。さらに市民の生命と財産と安心と安全、全てが関わる未知の大事業に対し、この大事な大事な第1回目の地元説明会に、なぜ市長が出席していないのかという、地元住民からの切実な逼迫な声が、多数、寄せられております。そこで伺います。

河川の氾濫や、堤防の決壊による集団移転事業は、全国的にも極めて珍しいとされておりますが、前例のない未知の大事業に対して、下境地区、宮原地区の住民と寄り添い、向き合い、どのように事業を進めていくのか、併せて本事業の位置づけと市長の覚悟についても伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災集団移転促進事業についてお答えいたします。

令和元年東日本台風では、本市においても甚大な被害が発生したところであります。これまで以上に市民の皆様が、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていく必要があると感じております。

近年は、異常な豪雨が全国的に発生し、これまでの治水対策では、被害を防ぐことができな

くなってきていることが現状です。安全な所への移転を含めた地域づくりが、求められております。

このようなことから、宮原地区と下境地区において、防災集団移転促進事業の実施を検討しているところでございます。住民の皆様には事業の概要のみを説明したところであり、不安を感じている方が多数いらっしゃると思います。今後も住民説明会を開催し、事業の周知に努めるとともに、どのような地域づくりを目指すのか、両地区の住民の皆様と協議を進めてまいりたいと考えております。

確かに昨日の平塚議員、そして今回の沼田議員のおっしゃるとおり、私に対応しなかったことは申し訳なかったと思っております。まず、皆さんに概略を説明するという段階だったので、私どもではなく、本当に住民の皆さんに、一度、どんなことなのかの概略を分かっただき、それから住民の皆様のお声を聞いたほうがいいのかなど思いましたので、参加を控えさせていただきました。ちょっとその辺が、申し訳なかったのかと思っております。

前例のない大きな事業になりますので、住民の皆さんの安全・安心を図るためには、そして理解をしていただくためには、時間をかけて、計画を立てる中でも、もうちょっと皆さんの御意見を聞いたり、どうしたほうがいいのかの方向づけだけではなく、こちらの言い分ではなく、皆さんの意向をたくさん聞いて、それからつくる計画なので、それから計画ができ、その後からしか住民移転はありませんので、いまだに前例があるところでも30年たっても移転が全部は終わっていませんと報告をいただいております。それぐらい重要なことだと思っておりますので、これのために、私たちも全身全霊をかけて対応していきたいと思っております。

そのためには、私一人では吸い上げられない情報も、市職員からも吸い上げていきますが、議員の皆さんが、今回このように意見を出してくださることでもとても助かっておりますので、今後も地域の方々の意見を集約して訂正して、私たちに出してくれることが、提案していただけることが一番だと思いますので、今後も両輪で走っていきたいと思っておりますので、ぜひとも御協力のほどをお願いし、地域住民の意見と、そして一緒に寄り添い、皆さんと安心・安全を図っていきたく思いますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） この未知の大事業に、市長の政治公約が全て当てはまってくる、直結する事業でございますので、市長の強いリーダーシップと政治判断を大いに期待したいと思います。

そこで、下境で被災された49人のうち、私は12名の方と直接会って、いろいろなお話をさせていただきました。中には、先祖から39代、500年ぐらい続くある方は、離れることはあり得ないけども、下境全体が良くなるのであれば協力しなくてはならない。でも、先祖か

ら続く家屋敷が、いつでも見渡せる場所がいいなおっしゃっています。また、分化2年、215年続く方は、昨年の災害はもう恐怖のどん底、死ぬ思いをした。これ以上、痛い目に遭いたくない。遭わせないようにしてくださいとおっしゃっております。またある方は、高齢者、独居の方などが住める集合住宅、高齢マンションも必要ではないか。様々な意見が出されております。またその中で、生涯で6回被災を受けた4代、120年続く方は、祖父から続いた住み慣れた住宅を解体し、2メートルの盛土をし、念願の新築をした矢先に、悪夢であってくればよかった台風19号に見舞われ、新築家屋が2メートルの濁流に飲み込まれ、不運を嘆いております。それでも夫婦は病弱にめげず、病院通いをしながら頑張っております。集団移転について聞いてみますと、口を開いてくれませんでした。

市長は、台風19号で被災された114軒中76軒に対して、第1回目の災害義援金、1,432万2,790円を、運転手付の公用車で、平日2日間にわたり義援金をお届けしたようですが、そのこと、その行為の判断は広く市民に任せるとしても、下境にしても、宮原にしても、被災された本当に本当にお困りになっている方に対して、ファーストタッチ、未知の大事業の入り口がアンケートでよろしいのでしょうか。このようなときこそ、市長、自ら作業着を着て被災者の皆様に向き合い、そういう姿勢で臨むことが非常に大事なことと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） もちろん、そのように思っております。実際に歩かせていただいたお家もたくさんあります。義援金もそうですが、義援金の前にも、ほとんどのお家に回らせていただいた経緯があります。ただ、今回に関しましては、皆さんの意見の中でどのような意見があるかを把握してから回ったほうがいいのかと私の中で思っています。アンケートといいましても、単純にAとBという答えではないし、イエス、ノーではなく、皆さんで今後の方針として、どのように考えていくかを、まず皆さんで考えていただきたいという意味のアンケートです。決して、御家族の家長さん1人が決める判断ではないと思います。その後の息子さんであり、お孫さんであり、引き継ぐ方々のたくさんのお意見があると思うので、時間をかけたアンケートをいただきたいなと思っております。言葉としては、アンケートというどうしても、イエスカノーかという判断だと思っておりますが、そういうのではなく、各個人個人の御意見を御家族の中でも出していただき、やはり一つのお家でも御意見が違うと思っております。それに時期がたつと、また御意見が違うと思うので、たった1回のアンケートで決めようとは全く思っておりません。いろんな場面で会って、寄り添っていきたいと思っております。その第一段階として、どのような方針をお持ちか、どのような気持ちかを確認したいと思っておりますので、そういう意味でのアンケートです。単純に言っているわけではありません。やはり逆に、行くと言葉の中で面と向

かつては言えないことも、アンケートというので書いていただければ出てくる言葉もあると思いますので、そういう意味で考えております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 私が地元の方と話ししている限り、アンケートではあまりにも事務的で意味がない、軽く考えている、ばかにしているなど、厳しい意見がほとんどでしたので、アンケートをやるよりも時間をかけて一軒一軒お伺いをし、しっかりとお話を聞かせていただくことから始めていただきたいと思います。

そこで市長の、これは那須烏山市が事業主体となってくるわけですが、市長公約の新庁舎建設と、この事業を比較はできませんけれども、市として取り組むべき優先順位と位置づけについて、市長の考えを伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 相馬議員のときも申しましたとおり、私の中では、全て事業としてはランクはつけられないと思っております。もちろんこの事業は大切です。でも、そのための担当者がいます。そして、私の体は1つですが、どちらにも365日ありますので、上手に対応していきたいと思っております。その辺は、皆さんに御理解いただきたいなと思っております。アンケートに関しましても、もしもでしたら、今後、お会いした方にお口添えを議員のほうからしていただけると、そんな簡単な思いでしているわけではないということをお伝えいただくとありがたいなと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 私は議会の17人中の1人でございますが、私は庁舎建設を一時中断してでも、この集団移転事業に道筋をつけることが最優先だと考えます。市長は順番をつけられないとおっしゃいますが、つらくても優先順位をつけるのが、最高責任者の使命であり、苦しいけれどもトップリーダーの考えだと思います。このような時期に集団移転が進んでいる中に、庁舎建設も進めるなんていうことは、市民感情から、私はとてもとてもできないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 集団移転も、もちろん大切です。ですが、ほかの地域の人もありますし、いろんな意味でのやり方はあると思います。先ほども言ったように、365日全部を使うわけではありませんので、その対応は、私の中ではさせていただきたいと思っております。どちらも大切な話だと思っております。ただ、庁舎整備は、今すぐ何かをやるというわけではありません。こういう議会とか、議論の場で進むと思っておりますので、その話合いとはまた別に地域住民のこの集団移転、それに話合いに行く防災に関しては、もうちょっと話合いの時間を取れると思いま

す。365日、下境に行く、宮原に行くというわけではありませんので、同じ日の中でも時間はシェアできると思いますので、同じように努めていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 最初の質問では、庁舎は最優先課題だというお話はされていましたが、しかし、その後に、この集団移転が入ってきているわけですから、命に関わる事業ですので、ここは明確に政治生命をかけてでも、新庁舎よりも集団移転を優先するという市長の答弁を、私は期待をしているわけですが、何よりも優先してこの事業に取り組むという市長の意気込みが聞きたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 意気込みだったら相当あります。別に庁舎だけではありません。那須南病院、先ほども言いましたように保健衛生センター、たくさんあります。それに高齢者の問題、それに教育の問題、それから皆さんも分かっているようにコロナ感染症の問題、一つ一つ全部、取り組むことになっております。それが、私というトップに立っている者の使命だと思っています。ですから、1つに絞れということは、私には難しいと思っています。全部をやって、全部を判断していくのが、トップの仕事だと思っていますので、1つに絞るということ自体が、議員さんの皆さんからいろんな意見を吸い上げて集約していくのが、私の仕事だと思っておりますので、沼田議員がトップでも構いません、集団移転は。でも私にとっては、全てだと思っただけの対応をしていきたいと思っておりますので、そのところに、皆さんから御意見をいただき、私自身で考え、そして皆さんとともに判断し、そして、いいことに結びついていくように努力したいと思っておりますので、意気込みとしましては、全てはできないこともあるかもしれませんが、方向づけは常にしていかなないと先に進みませんので、その辺のところを、皆さん、議会とともに進んでいきたいし、市民の皆さんの御意見も吸い上げ、そして寄り添っていきたくと思っています。私自身は365日、市長ですから、その分、頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひともお支えを願いたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） この時期に庁舎、病院、保健衛生センター、そして集団移転事業、かつてない大きな事業がありまして、避けては通れないです。苦しいけれども、優先順位をつけるのがトップリーダーの責任だと私は考えておりまして、その優先順位が示されないと、議会にも、市民にも伝わりにくく、議会も反応できない状態が続いていると思っておりますので、そこは明確に集団移転を最優先に考えて、一丁目一番地で取り組んでいただくことを御期待申し上げまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 以上で、14番沼田邦彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時10分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき2番興野一美議員の発言を許します。

2番興野一美議員。

〔2番 興野一美 登壇〕

○2番（興野一美） ただいま、久保居議長から発言の許可をいただきました、議席番号2番の興野一美と申します。よろしくお願いいたします。

昨日、先輩議員が文化財の質問をしましたが、私の母校、七合中学校に収蔵されています。入口付近には、「わがみちはふじがおかをきてんとす」の石碑が、水あかで汚れた状態でたずんでいました。小学校、中学校とも廃校です。当時は、両校とも木造の校舎でした。何とも寂しい話です。

それでは、今日は2項目について、質問させていただきます。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） まず初めに、種子法廃止に伴う種子の値上げについて質問いたします。

種子法は、主要農産物の優秀な種子の生産及び、普及を促進するための法律であり、主要農産物とは稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいい、米麦が我が国の基幹作物であり、かつ品質改善と増産確保という国家的要請が最も強いものであり、昭和27年に国、都道府県が主導して優良な米麦等の生産、普及を進める必要があるという観点から制定された法律であります。この種子法を廃止する法律案が、平成29年4月14日に可決され、平成30年4月1日から廃止されました。

廃止に伴い、県においても原種価格の見直しを行い、結果、令和元年産用から令和3年産用が、水稲で640円から2,140円、3.34倍。麦類が370円から1,770円、4.78倍。大豆が680円から2,180円、3.20倍に値上げされました。本市における採種圃場の作付面積は、水稲で7.2ヘクタール、麦類が3.6ヘクタール、大豆が0.7ヘクタールになっています。種子買取り価格は、原種価格の値上がり分を上乗せするといいますが、農家が購入する種子価格も上がります。令和3年産用の種子は価格が未定だと聞いています。玄米価格が下がっている中、執行部の見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 種子法廃止に伴う種子の値上げについてお答えいたします。

平成30年4月の主要農作物種子法の廃止に伴い、県では種子法廃止後の県内における種苗の安定供給を引き続き構築するため、栃木奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例を制定し、主要農産物である米、麦、大豆の安定生産と持続的な農業の発展を推進しているところでもあります。

県原種農場で生産し、提供される原種価格の設定は、これまで、原種生産に必要な経費のうち、資材費やパート賃金を根拠に算定されておりましたが、見直しに伴い、県原種農場の機械や施設更新費も含めて算定されることになったため、原種価格の値上がりにつながったところでもあります。

原種価格の値上がりは、種子生産農家にとりましては、大きな痛手となるところでありますが、全農とちぎなどが種子生産農家から買い取る価格に原種価格の値上げ分を上乗せすることで、種子生産農家の負担増にならないような対策が取られているところであります。

その後、買い取られた種子は、JAや集荷組合を通して、一般農家に供給され、更新率100%の安心で優良な種子で、水稻、麦、大豆の生産が行われることとなります。

この一連の価格の値上がりに際して懸念されるのが、一般生産農家の負担であります。令和元年産において、一般生産者に販売された見直し前の種子価格は、水稻でキロ560円、陸稲でキロ550円、麦類でキロ370円、大豆でキロ700円でありましたが、見直し後の価格につきましては、全農とちぎやJAの手数料を考慮し、若干の値上がりが予想されているところであります。

本市の農業におきましては、水稻、麦、大豆は、基幹作物でありますので、これからも価格の適正化、種子等の安定供給体制の構築について、全農とちぎやJAなどの農業関係団体と連携を図ってまいりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 種子等を国家戦略として知的財産として位置づける一方で、民間活力を最大に生かした開発、供給体制とするとして、地方自治体を中心のシステムに切り替え、より民間活力を引き出すことが目的に廃止されたと思います。種子法は民間開発意欲を阻害しているということで、廃止が打ち出されました。

平成10年に国の補助を廃止して、国庫補助金を一般財源にすることとし、地域事情に応じ、自主的、弾力的な主要農産物種子制度の推進を図るためと説明されています。国の補助金が、平成10年に、もうその時点で一般財源になっているのに、種子法が廃止になった途端に値上げされたというのはどういうことなのか、課長は分かりますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 申し訳ございません。手持ち資料がございませんので、後で御報告を申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 今、世界の種子って、種子を制する者は世界を制する。言わば種子戦争といわれているんですけども、私たち畜産農家を作っているトウモロコシですね。これはもう完璧なハイブリッド、F1です。もう何十年も前から。やっぱり、今は米にもハイブリッドってあるんですよ。日本でも生産されています。ただ、種が高い。要するに、米は基本的に自家受粉ですけども、ハイブリッドの場合は、もう自家受粉できないので、もう買うしかない。これになったら、大変なことになると思うんですね。だからトウモロコシなんかも、高いのは知っているんですけども買うしかない。今、野菜ももう半分以上がハイブリッド、F1になっていると思います。ですから、野菜の種取りもできない。昔は、ネギとかいろいろ自家採種して生産していたと思います。特に自家消費の野菜なんかは。そういうふうに、今までは各都道府県が主体になって、種の生産、原種、原原種もそうですけども、原原種を生産していましたが、民間による介入って、やっぱり財政力が、資金力が違うと思うんですね。ですから、資金力を利用して種の値段を操作することもできるし、やっぱり今、世界の種子を生産している3大種子メーカーって、全世界の20%ぐらいのシェアを占めている。やっぱり米もハイブリッドになってくると、大変なことになると思っています。ですから県も、今まで安く出していたのに、いきなり種子法が廃止になったから上げるというのは、おかしなものだと思うんですけども。やっぱりそれに対して自治体自体も、県に是正の要望をしていただきたいと思いますと思うんですけども、課長、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 農業につきましては、やはり各自治体で基盤産業にはなっているとは思いますが。ただ、農業については、どちらかといえば国策的なものが多いです。国の考え、そういったものと地元のJANAなす南等の考え方もありますので、そういったところと連絡調整を取りながら、今後の種の生産の在り方についても考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） それでは、ちょっと違う話もしたいと思うんですけども、遺伝子組換え大豆ってありますよね。大豆がメインですけども。虫も食わない。農薬も要らない。家畜の餌なんかは、ほとんど遺伝子組換えなんですけども、やっぱり遺伝子組換えになってくると、虫も死んじゃうようなやつを人間が食べていると。不安になるのは当たり前ですよ。ただ、家畜もそれを食べていると。その牛乳を飲んだらどうなのかという話もありますけども、今の

ところは安全だと。やっぱり食糧危機になってくると、やっぱり増産するためにそういうものができてくる。ハイブリッド米も今だと5倍以上するという、種の価格が5倍以上しているみたいですけども、その分、収量も取れるんですよ。茨城県で作っている8軒の農家だと、最高で15俵とか、反当り。最低でも10俵とか、そういうレベルまで収量があるので、今の米余り時代に収量を取っても意味がないとは思いますが、一農家にとっては、やっぱりいいと思うんですね。ですから、県で種の値段を、経費がかかるからその分は上げるということ、これからも訴えていきたいと思えます。

では、次の質問に移ります。米30万トンの減産について。

米の需給緩和の懸念が強まっていますが、10月15日の作況指数は99で、2020年産から減らすべき量は30万トンとなります。作況指数が1ポイント増えただけでも6万トン増え、面積では、およそ6万ヘクタール分になります。コロナ禍も相まって、在庫は膨らむばかりで、米価は底なしの下落基調になるおそれがあります。そこで行政や生産者、JAなど一体で米からの転換が重要であるとも思われます。

本市においては、昨年の災害により作付困難な水田が多数ありましたが、来年度の作付について、WCSや飼料米への転換など、考えはあるのか伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 米の作付転換への考えについてお答えいたします。

今年11月に農林水産省から、全国における今後の米の需給見通しが出されたところであります。これによりますと、来年6月の米の民間在庫量は212万トンで、適正在庫量である195万トンに向け、主食用米の生産量を、令和2年産の723万トンから令和3年産は、693万トンまで引下げ、30万トンを減少させる必要があるというものであります。この数字は、栃木県が1年間に生産する量に相当するものであります。

これにつきましては、米の消費量の減少と適正水準を超える米の作付、いわゆる過剰作付が要因とされております。全国的に米価の下落を招くことが懸念されていることから、結果として、主食用米から他の作物への作付転換が求められているものであります。

一方で、本市における令和2年産の主食用米の作付実績は、県から提示されました需要に見合った作付面積の目安1,347ヘクタールに対し、1,153ヘクタールの作付実績となっており、作付率は85パーセントでありました。これは、令和元年東日本台風により被災し、作付ができなかった水田を含めても、目安内での水稻生産となっているところであります。

したがって、現状では、WCSや飼料用米などの新規需要米への作付転換を推奨する必要はなく、令和3年産につきましても、県から提示されます作付参考値の範囲で、令和2年産と同様に、需要に合った主食用米の作付の推進を図ってまいりたいと考えております。

しかしながら、今後の需給動向によっては、集荷団体などの関係機関と協議の上、作付転換の推進も含めた柔軟な対応も必要と考えておりますので、御理解のほど、お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 過日の「農業新聞」に出ていたんですけども、県が転作を拡大する農家への支援を講じる場合、県助成金と、国からも同額を上乗せするということが出ていましたけど、これに関してはどうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） こちらにつきましては、新聞報道等にありましており、国の予算自体も来年度も継続して、交付金については計上するという考えでいるということで、聞いております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） それじゃなくて、転作を拡大すれば、今まで県って助成金を出していなかったと思うんですけども、県が助成金を講じれば、その分と同じ同額を国が出すということですから、転作の助成金は、今までは飼料米で8万円だと思うんです。飼料米とかWCSは8万円。飼料米の場合は5万5,000円から8万円が標準で、取れ高によってもっと上がる。WCSは8万円。ですから、それ以上に県が、例えば1万円出せば、国も1万円出すから、プラス2万円になるということなんですけども、課長は分かるでしょうか、このことについて。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 申し訳ございません。それについて、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 栃木県も本市においても、真面目に転作をしているということで、100%だと。100%以内には、転作目標ですか。100%以上になるということなんですけども、やっぱり栃木県は例えば真面目でも、ほかの県が増やしていけば、米の価格が暴落するまでになってしまうことはあると思うんですね。ですから、加工用米、麦、大豆、野菜でもいいとも思うんですけども、やっぱり転作したほうが得なんじゃないかと、そのほうのメリットを生かせると思うんですけども、そのところどうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 転作した場合のほうが得ではないかというお話しですけども、国が試算をした中では、転作したほうが、今、議員がおっしゃったとおり、転作のほうが通常の食用米を作るよりはいいという話をデータとして出しております。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） やっぱりそれなのに、何で休耕が増えないか。根本的に考え方を変えなくちゃ駄目なんじゃないかと思うんですけども、やっぱり米って大変ですよ。野菜を作っても大変でしょうけど、大豆も大変だ、何でも大変だという形になってしまうんですけども、米の場合は水利費もかかるし。金額的には水利費がかかるのが一番ですよ。ほかのものを作れば、手間はかかりますけども水利費は要らないと思うので。ですから、一般の人が野菜を作っても、これは手間がかかる。麦・大豆だったら、生産法人とか集落営農とかがあるので、ブロックローテーションでやれば、大豆も高品質のものができると思うんですけども、やっぱり農家って農地を守るのも大切だとは思うんですけども、やっぱり食べていけなければ後継者も育たないという問題が、一番大きいと思うんですね。ですから、やっぱりある程度は収入になるような転換作物も、やっぱり休耕の奨励金のほかに、作物を作ればそっちのほうの収入も上がると思うんですね。ですから米だけに特化しないで、もっともっと上手に農家を説得していったほうがいいと思うんですけども、課長、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 議員がおっしゃいます転作関係につきましては、市にも農業再生協議会がございますので、その中で今後の作付等については、協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） それと、やっぱり休耕して荒れているというのも問題だと思うんですけども、条件の悪いところって休耕できないと思うんですよ。休耕じゃなくて、ほかの作物ができないので荒れてしまう。幾ら機械を持っていて、例えば興野のそば組合なんかは、本当の条件が悪いところは作りたくたって作れないと。土地を探していても、そういう作れない土地っていうのはいっぱいあると思うんですけども、やっぱり耕作放棄地が増えている。車で走ってみると、セイタカアワダチソウがきれいに生えているというところも、たくさんありますけども、もっともっといろいろ転換作物、高収益作物を見つけて提供していかなくちゃならないんじゃないかなと思っています。作れない田んぼに燕麦をまいたっていう話はありましたけど、やっぱり収量的に本当に取れないし、あれでは機械代、公社を頼んで収穫しましたけれども、公社で幾らもらうかなと迷っているぐらい収量が少なくて、なかなか補助金のための作物だ、みたいな感じになってしまいましたけども、やっぱりある程度いいものを作る。これが、餌としても価値のある餌を作らないと、何もならないと思うんですよ。ですから、ただ補助金のために作るのではなくて、やっぱり使う農家の気持ちにも立って、これからはやっていかなくてはならないんじゃないか。自分で、畜産農家自身が作ればいい物を作れるんですけども、

やっぱり違う団体が作ると、補助金だけでいいやということになってしまうので、やっぱりしっかり指導をしていただきたいと思います。

以上で、早いんですけど終わります。

○議長（久保居光一郎） 以上で、2番興野一美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時50分といたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時50分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき7番矢板清枝議員の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

〔7番 矢板清枝 登壇〕

○7番（矢板清枝） 議場内の皆様、こんにちは。7番矢板清枝でございます。本日、最後の質問者となりました。傍聴席には、最後まで残っていただきまして誠にありがとうございます。元気に頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

久保居議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

市道・県道・国道の整備状況について、福祉対策について、小中学校への学習支援について。以上、3項目で質問させていただきます。市長、教育長をはじめ執行部におかれましては、誠意ある御答弁を御期待いたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） まず初めの市道・県道・国道の整備状況について。

まず、インターネットを調べましたら、「道の日」というのが出てきました。道の日は、道路の意義・重要性について、国民の皆様に関心を持っていただくことを目的として、昭和61年に8月10日と制定したそうです。8月10日を選定した理由は、大正9年8月10日に日本で最初の道路整備の長期計画である、第1次道路改良計画が実施されたこと、また、8月1日から31日が、「道路ふれあい月間」の期間中であったことなどによります。国道は国が、県道は県が、市道は市が管理者となっていて、保全に努めなければならないとされています。

そこで、まず初めの質問です。地域の活性化のためには、幹線道路の整備が重要であります。道路整備が進んでいる地域では、様々な住環境が変化していくのを見てきました。本市では、高速道路へのアクセスが悪いため、企業誘致につながらないとも言われているのが現状です。企業誘致のため、また、地域住民の生命と安全及び生活を守るためにも、幹線道路の整備が必

要であると思いますが、市としての考えを伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 幹線道路の整備状況についてお答えいたします。

本市は、東北自動車道や常磐自動車道と、近からず遠からずの距離にあり、企業誘致や物流にとっては、地理的に不利な状況であります。

現在、東北自動車道につながる県道10号主要地方道宇都宮那須烏山線につきましては、市内西側の小倉地区まで片側2車線が整備されております。また、常磐自動車道につながる県道12号主要地方道那須烏山御前山線は、今後、上境地区の狭隘な箇所において、県による改良工事が計画されております。

これらの道路整備については、関係市町村と、主要地方道宇都宮那須烏山線整備促進期成同盟会、主要地方道那須烏山御前山線改修期成同盟会を結成しております。

今後とも、東北自動車道や常磐自動車道へのアクセスを良くするため、主要道路の整備について、国や県に要望を続けてまいりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、次の2番目の質問に入ります。

これまでに進めてきた、市としての幹線道路の整備における具体的な取組について伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 幹線道路の整備における具体的な取組についてお答えいたします。

市では、国県道から国県道へアクセスする道路、他市町へアクセスする道路を市道の幹線道路と位置づけ、道整備交付金、社会資本整備総合交付金等を活用して整備しております。

現在も、地権者の協力をいただきながら用地買収や工事を推進しており、今後も事業費の確保に努めながら、市道の幹線道路の整備を推進してまいります。

また、市を南北に縦断する国道294号、東西に通過する国道293号、県央部や茨城県を結ぶ県道につきましても、先ほど答弁させていただいたとおり、それぞれの期成同盟会等を結成し、国や県に予算配分を要望してまいりました。

今後も引き続き、県、国への要望を続けてまいりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、再質問させていただきます。

市道の整備として進められてきた路線について、今、市長も答弁されましたけれども、具体的な路線についてお伺いしたいと思います。また、今後整備していく路線についても、伺いた

と思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） お答えをいたします。

合併以来、整備を進めまして完了した路線につきましては、3路線ございます。まず、野上神長線。神長の交差点から野上の向田の交差点までです。こちらが完了しております。

続きまして、大桶小志鳥境線。こちらは通称、八溝グリーンラインと申しまして、八溝大橋から那須烏山市の志鳥の森川自動車さんのところまででございます。

続きまして、野上下境線。こちらにつきましては、野上・下境ですので、野上のところから下境の下野大橋、そちらに抜ける道路でございます。

現在、整備中の路線でございます。8路線ございまして、まず、関下精神場線。こちらにつきましては、神長の消防署の脇の道路でございます。

続きまして、大桶白久線。こちらにつきましては、那珂川町のほうで先に整備が進んでおりまして、それに接続する形で整備をするものでございます。

続きまして3番目としまして、西野三箇線。こちら八溝グリーンラインでございまして、県道の熊田喜連川線から、さくら市方面に向かいますの道路でございまして、三箇橋まで、そちらの整備を進めております。

4番目としまして、三ツ木松ノ木線。こちらは、那須烏山御前山線の烏山大橋を過ぎましての交差で、上境地内でございますが、そちらから境小学校に抜ける道路でございます。

5番目としまして、谷浅見平野線。こちらは、七合小学校の通学路ということで、整備をしている路線でございます。

6番目としまして、富士見台工業団地線。こちらは、工業団地に勤めます方のアクセス道路の整備ということで、整備をしております。2022年には、国体も開催されるということで、そちらも考慮して整備を進めている路線でございます。

続きまして、辺地債事業ということで整備をしておりますのが、田野倉曲畑線。こちらは、県道の宇都宮那須烏山線の山中交差点から曲畑のほうに向かう道路でございます。

もう一路線。こちらが新規で始まりました、下川井柏崎線。こちら八溝グリーンラインの中の元の江川小学校付近の道路でございまして、こちらにつきましては、令和元年度から事業に着手したところでございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 完了路線と、今現在、実行中の路線をお伺いいたしました。この工事の終了は、まだ決定されていない、決定しているところはあるのでしょうか。見通しとしては、

あるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 完成の時期につきましては、予算の付き具合が大きく物を言いますので、まだ見通しが立っていない路線のほうが多いのですが、大桶白久線につきましては、延長も短いことから、二、三年で完成するものと考えております。それから西野三箇線につきましては、市のほうで交差点のところまで施工しまして、県道につきましては、県のほうで施工をしていただけるということになっております。あとほかの路線につきましては、まだまだ延長がありますので、もうちょっと時間がかかるということでもよろしくお願ひします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 了解いたしました。

市道の月次から大金台に上る路線について、お伺いしたいと思います。

この路線は、私が経済建設常任委員会に所属しているときに、大金台の方からの要望があったところだったんですけども、この工事がなかなか滞っている状況で、大変不便な状況を強いられているということです。大金から、田野倉から烏山に向かう方は、必ずその路線を利用するという重要な道路なんですね。月次側から上る途中の未整備なところが、雑草が夏になると生えてきて、ちょうどその場所はカーブになっていて見えづらい場所なんですね。なので、幅員の中に入って、対向車が来るときにとっても危険な箇所としてされています。特に民家がちょうど見えない場所にあるので、本当に危険な箇所だなど、通るたびにいつも思っているんですけども、その場所の横のところに側溝もまたありますので、なかなか厳しい状況の道路なんんですけども、この場所について、今後、整備をしていく考えというものはあるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいま、矢板議員がおっしゃいました月次南大和久線、こちらにつきましては、大金市街地と烏山市街地を結ぶ重要な路線であるということは認識をしておりまして、また、工事が今はストップしておりまして、大変危険な状況だということも認識をしております。ただ、道路を造るに当たりましては、用地の確保というのが一番になりますので、月次の、今、止まっている箇所につきましては、過去に大和ハウスさんが分譲した土地でございまして、地権者が両側に張りついておりまして、用地交渉がなかなか進まず、現在に至っているところでございます。ただ、大和ハウスさんとは現在も打合せ等、コンタクトは取っておりまして、何かいい方法が見いだせればというところで止まっている状況でございます。皆さんの本当に安全・安心が一番でございますので、その必要性についても私どもは理解しているのですが、不在地主さんでございますので、なかなか私たちの実情を申し上げても、

理解をしてもらえないという現状がございます。ただ、粘り強く交渉は進めていくところがございますが、どうしても交渉が進められないという場合には、現在の現況の道路幅の中で、矢板議員がおっしゃいました、側溝にふたがないという状況でございますので、そちらの解消をするということも考えていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） そうしますと、用地交渉が難しい場所なので、私も側溝のふたということで、何とかしてもらえる考えがあるかということで、そこは進めていただけるということによろしいでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それにつきましては、よく財政状況等を考慮しながら、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） よろしく願いいたします。

では続きまして、今定例会初日に報告案件として、市道にできた穴が原因で事故が発生したとのことを受けまして、車両事故が続けてあった。そして、同じ穴で起きてしまったということが、とても危険というか、よくないことだと思っております。あつてはならないことだと思えます。

そこで、郵便局と協定を結び、道路の破損があった場合、連絡を受ける体制づくりというのは、市長の答弁の中でお話をされたんですけども、そのことはもう一度確認させていただくのですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） はい。協定はもう結ばせていただいております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） その協定と、また職員も確認しながら通勤をするということで、皆さん、使っている路線に注意をしながら、危険な場所を確認をしながら来ることなんですけれども、私も穴や草、樹木などの危険があると確認したときには、すぐに都市建設課に電話を入れたり、出向いたりしているんですけども、これは今回、那須烏山市でラインというのを開設したと思うんですね。昨日から開設が始まって受付をして、私も登録をさせていただきました。その中に、こちらから那須烏山市のほうに連絡が取れる手段というのが、項目の中に入っていました。そういう形を利用して、皆さんが持っている携帯で、こういうふうなものが危ないよと。それをラインに添付して送って、所在の場所、どういう危険があるのかというの

を確認ができるような、そういうものに利用できないかと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 昨日で本格運用しましたラインアプリにつきましては、双方向の通信ができる。また、写真を撮って送るというのも簡単にできますので、今度、そういう手段も使って、事故等の防止に努めてまいればと考えておりますので、担当課とよく調整して、そちらの運用もしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、よく調整をしていただいて利用ができるように、災害などの対応とかには、ちょっと不向きな部分というのが、爆発して、パンクしてしまうような場合もあるので、そういうのもよく精査しながら利用ができるように、いろんな手段を使って努めていければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

3番目の質問に入ります。近隣市町、また他県との連携が重要であると考えます。

そこで、協議会の設置が必要と思いますが、市としての取組について伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 道路整備に伴う協議会の設置についてお答えいたします。

市を南北に縦断する国道294号につきましては、福島県会津若松市から茨城県取手市までの13市4町1村で、国道294号建設期成同盟会を、そして、国道293号につきましては、茨城県日立市から栃木県足利市までの10市1町で、国道293号整備促進期成同盟会をそれぞれ結成し、整備改良のために国に働きかけております。

その中でも、県東部、いわゆる八溝地域は、県内でも道路網の整備が立ち遅れておりますので、国道294号建設期成同盟会の補完、強化のため、県議会議員、栃木県東部の3市5町の自治体、商工会等が連携した、八溝地域道路整備促進同盟会を、平成28年に発足させております。

道路網の整備は、住民生活や経済活動の基盤ともいえるものなので、今後も引き続き関係市町村と歩調を合わせて、将来的に八溝地域の高規格道路の実現に向けて、国、県への要望も行ってまいりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今、期成同盟会があるということでしたけれども、この期成同盟会・協議会の開催回数、年に何回ぐらい開催しているのか、今のところそんなに活動していないのであれば、しっかりと取り組んでいただけるようお願いしたいわけなんですけれども、どのくらい開催をしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいま、市長から説明申し上げました同盟会の日程につきまして、説明をいたします。

まず、八溝地域道路整備促進同盟会。3市5町で組織をしております。こちらは事務局が茂木町、会長には三森県議が就任されております。総会を年に1回開催。そして、国への要望活動も、ほぼ年に1回ということで開催をしております。直近では令和元年、昨年10月7日に国要望として、国土交通省の本省と、関東地方整備局、それから財務省のほうに事務局の古口茂木町長等で行っております。

続きまして、国道294号建設期成同盟会につきましては、福島県、栃木県、茨城県の13市4町1村で組織をしております。事務局は白河市が担っていただいております。こちらも年に1回、国への要望、それから、総会等を開催しております。こちらは、市長が副会長ということになっておりますので、市長も総会等には出席をさせていただいているところでございます。

続きまして、国道293号整備促進期成同盟会。こちらは、茨城県と栃木県の10市1町で組織をされております。事務局はお隣の那珂川町に担当をいただいております。こちらにつきましては、今年も国への要望等を計画しておりましたが、コロナウイルスの関係等がございまして、郵送での要望ということになっております。

いずれも、予算獲得につけて、要望活動を推進しておるところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今回、質問した理由といたしましては、地元の県議をはじめ、県知事も高規格道路の整備で、地域活性化や企業誘致につなげていくとのこととあります。近隣の市町、また県としっかりと連携をしていただければ、何としても実現に向け、前に進めていただけるように要望活動をしっかりと、市長をはじめ、先頭を切って頑張っていただければと思いますので、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 道路は1個だけの市町村でできるものではなくて、やはり皆さんと一緒に進めていくことだと思います。実は国道294号に関しましては、副会長になっていますが、福島県がかなり遅れていましたけど、その分がかえって震災の後に、どうしても主要道路ということで整備が早まりました。その分、栃木県内が、何回も言っていますが、遅れているのが逆に顕著に分りましたので、栃木県内は特に市町村全部で挙げて、今までは一市町村で行ってはいけないと。県と一緒に歩調を合わせてくださいとか、期成同盟会で言われた

のを、逆に合わせて各単体でもいいから行ってくれということに変えていただいて、私たちも行くことにさせていただいています。ただ、今年はコロナなので、なかなか官庁に行けませんので、その辺がちょっと書面にの要望なので今年は弱いかなと思っていますが、ずっと続けていって、やはり国からとか県からの予算がなければ、この弱小の市だけでは対応できないと思いますので、要望は続けていきたいと思います。ぜひともお願いします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ぜひ、よろしくお願いいたします。

では続きまして、福祉対策についてお伺いいたします。

先日も同僚議員の青木議員のほうから、質問が出ました。本市の高齢化率からいくと、今後ますます対策として必要になっていく問題であると危惧しているため、私からも質問させていただきます。

自力で日々のごみ出しが困難な高齢者が、全国的に増えています。本市でも高齢者世帯や、独居高齢者世帯の方が免許証を自主返納したため、ごみ集積所に出すことが困難になっていると聞いています。本市のごみ集積所の考え方について、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ごみ集積所の考え方についてお答えいたします。

本市における家庭系ごみの収集は、効率的に回収ができる、ごみステーション回収方式を行っております。ごみステーションは、地域の利用者において維持管理等をお願いしているところでございます。その中で、高齢者世帯のごみ出しにつきましては、家族やステーションを管理している利用者間の相互扶助により対応していただくことが望ましいと考えております。

しかしながら、今後、利用者の高齢化が進み、家族や身近な人などの協力が得られず、ごみ出しが困難になることが想定されていることから、他市町における高齢者への支援状況や、ごみの収集方法について情報を得ながら、調査してまいりたいと考えております。

青木議員にお答えしたとおり、協力できることは協力し、地域でも見守っていただくことが大切だと思いますが、市のほうからもはからっていったり、協力を促すようなことを進めたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 本市の集積所の数というのは、ちょっと出ますでしょうか。ありますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） ごみステーションの数は、烏山地区が459、南那須地区が111、こちらが、燃やすごみを集めているものでございます。570か所ございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 基本的な考え方っていうのは、今、ごみステーション法というか、市で取り決めているものがあると思うんですけども、それは、このままの現状で行くのか、どういうふうに考えていくのか、緩みがあるのかどうかっていうのを伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 今のごみステーションの考え方について、もう一度、確認をしたいと思います。

美しく住みよい環境づくり条例、美化条例です。こういったところで、基準を示しております。この設置基準の中には、まず使用世帯数について、一般住宅の場合には15世帯以上。集合住宅の場合には6世帯以上という、使用世帯について。それと場所についての基準です。交通の妨げになるですとか、例えば、行き止まりなんで旋回ができなかったりすると困りますので、そういう場所に関する基準、それと工作物に関しての基準。あんまり小さかったりするとよろしくないものですから、そういう工作物ですとか面積とか、そういったものについての基準がございます。一応これに基づいて、皆さんが新設をされたいというときには、皆さんと申しますと、行政区長さんに申請をしていただいて、そのときにその基準を満たすものとしていただいて、さらに管理者が誰であるのかというのまで、併せて添えていただく。皆さんが希望されるようでしたら、補助金をお出しをするというような、そんなことになってございます。

そして、その設置後は地域の皆さんが、その管理者が代表になるのでしょうけれど、みんなで管理をしていただいて美化を保っていただく、そんなふうなことでやっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 烏山と南那須という地域差が、かなりあると思います。場所によっては、山坂がある、山の上に家がある。下のほうの谷のほうに家があるという、平らな土地に住んでいない方もたくさんいらっしゃって、そういう方たちに、配慮していかなければならないなというところまで来ているのではないかなというふうにも感じるわけなんです。今すぐどうこうというのはなくても、今後、しっかりと考えていかなければならない、大切な問題になっているように感じているんですけども、今後に向けた取組という、そういうものは何か市で考えているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 昨日も青木議員の御質問の際に、ちょっとお答えをしたと思うんですけど、やっぱりせっかくこうやって、ごみステーションの方式を、地域の皆さん

の努力によって維持をしていただいておりますので、何といたっても、このごみステーションの方式というものを堅持していくのが、本市の基本であると思っております。決して過密な都市部ではございませんし、地域コミュニティが非常に充実すべき市でありますので、それを基本にする。ただし、どうしても人口がだんだん減ってきている地域があったり、逆に人口が増えているような地域もあるでしょうし、今、議員がお話のように、ちょっと距離が実はあった場合であったり。新しいお家ができただけで、ちょっと例えば遠くなっちゃったり、いろいろなことがあるんだと思うんです。なので、もしあまり使われていないような、近くにごみステーションが実は近接しているというようなどころがあれば集約が望ましいと思いますし、逆に遠方になっているといった場合には、新設が望ましいのだと思います。そういったことを、地域の皆さんで再確認をしていただくようなことが必要なんだろうなというふうに思っております。そのためには、今のごみステーションの状況を、ちょっと手間ではあると思うんですけれど、地元の行政区の方々にちょっと確認をしていただくようなことをして、その中で、そういう問題点が少し出てくるといいのかなとは思っております。なかなか大きく急に無理して変えらるかっていう、そういう分野では決してないんだと思うんです。生活が第一、密着型ですので、そういう中で緩やかにいい形になっていけばいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 地域の実情に合わせて変化させていくというのも、必要ではないかなというふうには感じているところであります。誰もが高齢者になっても住み続けていくことができるような方向性を要望いたしまして、次の質問に入ります。

2番目の、体力の衰えや病気で集積所まで運べず、家にごみがあふれて不衛生な暮らしに陥る例もあると聞いています。そのため、各戸を訪問して回収する新たなサービスを実施する自治体も出てきています。高齢化の進む本市でも、支援の必要ができると思いますが、市の考えを伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 高齢者のごみ出し支援についてお答えいたします。

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加することにより、家庭からの日々のゴミ出しに課題を抱える事例が増えることが見込まれています。

高齢者のごみ出し支援の対応策につきまして、本市としましても高齢化率の高い地域であり、懸念しているところがあります。ごみの搬出のみならず、日々の買い物や、食事、家の片づけなど、多くの課題があると思います。

高齢者の置かれている状況は、個々の事情により様々で、個別な対応策が必要となり、今後、

先進自治体の取組等を調査・研究するとともに、高齢者への支援について検討してまいりたいと思います。

青木議員のところでも答弁したように、地域で助け合いをしているところもありますので、そういう事例を踏まえながら今後とも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 高齢者ごみ出し支援制度導入をする、環境省から出している資源循環局というので出している支援制度というのを、佐野市では、直営型で個別に回収することを実施しています。また、人的支援として宮城県仙台市では、町内会が、仙台は政令指定都市ですので町内会が1,200から1,300あるそうなんですけれども、その中の30の町内会で先行実施をしているということをお伺いしました。各町内会の活動費として、上半期・下半期に分けて7万円ずつを上限として、出している。1回の活動費、ごみを収集してくれる人に対して、140円を支給するという、そういうやり方をしているそうです。この財源としては、皆さんに買っていただく、ごみ袋の売上げを当てているというふうにお聞きしました。

うちの市は、45リットルが200円で販売していたり、とてもありがたいことなんですけれども、こちら仙台市は、45リットル400円ということで、あとプラスチックごみも回収できる袋を販売していて、それは3サイズで45リットルが250円で販売している、そういうものを資源として当てているというふうにお聞きしました。ごみ出しをするだけでなく、その方の安否確認にもなるし、声かけと高齢者の見守りにつながっているということが利点であるというふうにも、お話をいただきました。

もう一度、このようなことがあるということで、考えの中に入れていただくことっていうのはできるか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、前半でありました佐野市のやり方について。事例はちょっとお伺いしていますので、御案内をしながら、お話しします。個別の回収にもいろいろな方法があるようでして、大きくは、直接支援型と、それとコミュニティ支援型みたいなものがあるだろうと言われております。佐野市の例は、その直接支援型でも、自治体の職員が回収するパターンだそうです。それ以外にも、業者に委託をして回収する方法というのがあるようです。県内の事例、佐野市なんかもそうですけれども、直接、市の職員が回収するというやり方をしているようでして、やっぱりどうしても結構な軒数があるやには聞いております。こちらについては、先ほどもお話ししましたとおり、我々、課の中でも少しやっぱり議論はしてはいるんですけれども、何と云っても、ごみステーションの充実というか適正化がまずは最優先

であって、その次にそういった話は、また追い追い検討するというような、そんな流れが一番よろしいのかなど。我々のところ、環境担当のところ、こういった支援についての要請というのは、今年度中、まだ明らかな形で寄せられたことっていうのはまだありませんので、これから顕在化してくるんだろうなとは思っているのです。一応、そんなふうな運びで調査をしながら、ごみステーションの適正化を進め、いずれは将来的な課題になってくる、そんなことかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 見守り支援として、お伺いしたいんですけども、本市の実情はどうなっているのかということで、昨日も青木議員のほうからもお話があったことを、もう一度、お伺いしたいなと思うんですけども、見守りのことについて、情報交換とかそういうことはされているのか、どうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 昨日、青木議員にもお答えしたところなのですが、本市では、平成30年度より、支え合い活動を推進・調整する生活支援コーディネーターを、社会福祉協議会のほうに委託させていただきまして、市とともに支え合いの地域づくりを推進しているところございまして、地域に出向きまして、情報交換会等を通じまして、支え合いの重要性や、先進事例等をお伝えしているところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今回、ある自治会の中で活動している、いきいきクラブの方とお話をしたところですけども、地域によっては見守り活動や、困り事も対応しているということが、昨日もお話があって、別の組織も対応しているという話を聞きました。高齢者が高齢者を支えていくという、そういうことが増えてくるという、今そういう状態でやっている状況です。やりがいというのを、いきいきクラブとして、もしそういう見守りなり、ごみ出し支援なりを言っていただくことがあるならば、やりがいが見いだせるので、うれしいことにもつながるということをおっしゃっていただきました。支え合いの大切さを改めて感じたわけなんですけれども、このごみ出し支援が、見守りと防災力につながるというので、地域の実情もあると思うんですけども、協力していただけたところが、市内全体にみんなで支え合う社会というのを築いていけるように要望したいと思うんですけども、今後、そのような動きをしていただけたかどうか、お話を伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） いきいきクラブでございますけれども、先ほど、お話ししました情報交換会のほうには、いきいきクラブの代表者の方にも参加していただいております。ですので、今後もいきいきクラブの協力もいただきながら、支え合いの地域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） あともう一点なんですけれども、よく渋井議員のほうから、ディスプレイのお話があったと思うんですけれども、ごみ出しができない独居高齢者の方などには、とてもこのディスプレイというのを設置することによって、生ごみが自宅にいながら処理できるという、とても有効なものにつながっていくのかなというふうに感じましたので、このことも導入は10万円ぐらいで入るそうなので、独り暮らしでとても困っているような世帯の方に補助をして、導入をしていただいて、あとの紙とか、ほかの一般ごみに関しては、地域の方に週1回、大変ならば1か月に1回とか、そういうのを日にちを決めて、協力体制ができるのかなというふうに感じましたので、そのこともお考えの中に入れていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。小中学校への学習支援についてお伺いいたします。

G I G Aスクール構想に向けて、10月臨時会で補正予算を計上し、今年度末までに小中学生一人ひとりにタブレット端末を購入することとなりましたけれども、W i - F i 環境が整っていない家庭に対する、L T E 通信環境や、光ファイバーの整備など、ネットワーク環境の整備への支援はどのように進めていくのかを、6月定例議会で質問いたしましたが、その後の進捗について、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） W i - F i 環境が整っていない家庭に対するネットワーク環境整備への支援についてお答えいたします。

10月の臨時会におきまして、端末整備にかかる補正予算の承認をいただき、現在、端末と合わせて各校の高速通信網の整備に取りかかっているところでございます。これにより来年2月までには、市内全小中学校のネットワーク環境がG I G Aスクール構想対応のものとなります。

G I G Aスクール構想につきましては、議員の皆様も既に御存じかと思いますが、1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境の実現を目指したものでございます。そのため、まずは学校内での学習活動で、子供たちや教員が利用するための環境整備を、優先的に行っているところでございます。

また、コロナ禍における学びの保障として、学校と家庭とのネットワーク通信による遠隔授業などが注目されておりますが、それらにつきましては、学校の実態や端末の効果的な活用と合わせまして、調査・研究を進め、柔軟に対応できるよう検討しているところでございます。

議員の御指摘の家庭のネットワーク環境につきましては、実態把握のため、7月に市内小中学校の全保護者を対象にアンケート調査を行った結果、インターネットを利用していない家庭が、全体の約4%、利用しているが容量制限のある家庭が、約20%あることが分かりました。また、保護者の都合で平日の日中は使えなかったり、子供には使用を制限する御家庭があったことから、GIGAスクール構想を実現するためには、保護者の方々の御理解と御協力も不可欠であることを、再認識いたしました次第であります。

引き続き、GIGAスクール構想の実現に向けて、学校・家庭のICT環境の整備と、教育の情報化への理解が図られるよう努めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

ネットワーク環境が劣悪な家庭は少ないようなアンケートですが、正確にどの程度、親が把握してこのアンケートに答えたかが、若干疑義があるようなところがあります。例えば、パソコンではなくて携帯でやっているよということで、それもオーケーでやっているか、パソコンと同じように使えますから。その辺がちょっと、もう少しきちんと調べなければならないのではないかなど。

それから前提といたして、遠隔授業を前提としてGIGAスクールをやっているわけではありませので、まずは校内できちんと1人1台の端末を使って、きちんと勉強ができるような、前回もちょっと申し上げましたけれども、ちょっと遅れぎみな生徒には、ゆっくり勉強するような形の通信の中で、選択してできるように。速い子は、もっと先の場面に行けるような、そういうふうなシステムを構築してやっていくのが、GIGAスクール構想のもともとの目標だというふうに考えております。たまたま、その途中でコロナ騒ぎになってしまって、学校が休業ということになってしまったので、突然いろんな情報を集めたら、日中韓が一番遅れているのが日本だったということがばれてしまいましたので早急にということですが、しかし機械をそろえても、運用することができなければ話になりませので、その点については、まず校内での運用を最優先に、きちんと運用できるような形をして、遠隔授業につながっていければいいなど、いかなければならないとそのように考えております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、家庭での使用は、今のところは検討中ということになると思います。

学校での子供たちの端末の取扱い方の指導は、徹底していかなければ、壊れやすいものになると思いますので、簡単に落とすだけで、すぐに壊れるわけではないんですけれども、その

取扱いの仕方、または、保管の仕方。どのようにしていく考えなのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 御存じのように、端末一台一台といっても、かなり小さめなんです。ただ、キーボードがついていないとまずいということですので、キーボード付きで折り畳み式になっております。ただ、御存じのように、議員の中でもお持ちになってはいますが、実際に持つと結構な重さなんです。それにつきましては、はっきり言いますと、低学年に最初からそれを渡して授業をやるということは、あり得ないと思います。少しグループで練習したりでやるというふうに、段階を経て、一斉に全部を買いちゃうという形にはなっていますが、やはり使用につきましては、学年進行とか何かで、頻度については各学校で、また、教育委員会としても研究してまいりたいというふうに思っています。

収納の仕方につきましては、学校の各教室に大きなロッカーというか、一台一台入るやつを購入しまして、そこで充電をしていくということで、授業で使ったらそこに戻すというような形になるようにしております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、取扱いも丁寧に教えていただければと思います。

コロナウイルス感染症は、第3波に入ったと入れています。那須烏山市教育委員会としての考え方というのは、コロナウイルス感染症者がした場合、以前、滝口議員のほうからも、どういふふうに規定を決めていくんだということのお話が、あったように思っているんですけども、市として、コロナウイルス感染症がはやった場合というか、出た場合、どのように進めていくのかというのは、決まっていますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 初日に、議員の皆様にも全部お配りして、そのようにやっていくというふうな形で、大変申し訳ないんですけど、ここでそれをまた説明すると、とても時間が足りなくなってしまうので。（「大丈夫です」の声あり）ただ、うちのほうは、よその市町と違って、よその市町はほとんど休業は3日というふうな形で、県のほうもそのような指示を出していますが、本市は5日にしてあります。なぜかという、やはり県から連絡が来るのが遅かったり、それからまた3日では消毒が終わらないとか、終わったとしても、なかなか保護者とか子供の意識として、「はい、3日で終わりましたよ。はい、すぐに来なさい」と言っても、なかなか不安が残るんじゃないかと。5日あれば、ある程度の余裕と、ほとんどの場合、5日あれば間に土日もありますので、それを延ばせば7日とかいうふうな形に、最大で9日に

なるわけですから、そうすれば、かなり消毒のほうも様子を見ながら、子供たちも安全に、安心して学校に来られるんじゃないかということで、その点だけは、大きく変わっております。ただ、大きな流れについては、他市町と、それほど変わってはおりません。ただ、分かりやすく、一見すると分かりにくいんですけども、ただ、よく読んでいただければ、そのような対応でできるようになっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、よろしくお願ひいたします。

次の質問に入ります。GIGAスクールサポーターや学習指導員は、将来的にはオンライン授業へもつなげていかなければならないというふうにも、先ほどから言っているところなんですけれども、教員の働き方改革が叫ばれている中、過重な負担となることは目に見えています。そこで、積極的に民間からの人材を確保していく必要があると考えます。また、保護者の協力も必要と思います。この質問も、6月議会でもお話ししたんですけれども、このことについて、市ではどのように考えていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） GIGAスクール構想における民間からの人材確保と保護者の協力についてということで、お答えいたします。

国が示すGIGAスクールサポーターは、全学校に対しての環境整備の設計をしたり、各校に対する使用法の周知徹底を図ったりするなど、広い視野からICT環境整備全体を見渡せる能力と、専門的な知識やスキルが必要となります。同時に導入後の教育的活用を踏まえて設計する必要もあり、学校教育や子供たちの学びについての知識も有しなければなりません。

文部科学省では、ICT関連企業OBなどを想定しているようですが、全国一斉の事業につき、人材確保はかなり厳しい状況だと言わざるを得ません。そのため、県では専門業者への業務委託契約を結び、県内で希望する自治体に、GIGAスクールサポーターを派遣することとなっています。本市でもこの事業を活用し、端末導入前のICT整備の設計や、管理・運営方法の支援や助言を受ける予定でございます。

また、端末導入後につきましては、議員の御指摘である保護者の協力や、これまで契約のあった民間企業による授業支援も含めまして、各学校の実態やニーズを調査して、どのような支援体制が可能であるかを検証してまいりたいと思います。

その中の一つとして、現在、各中学校区で運営、または運営予定となっているコミュニティ・スクールを活用することで、ICTの知識に明るい地域のリーダーや、保護者の方々によるボランティアの協力が得られることを期待しております。

今後もGIGAスクール構想の実現と、本市児童・生徒の情報活用能力の向上に向けて、地

域や保護者の方々と連携しながら準備を進めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、あらゆるところに声をかけていただいて、人材確保に努めていただき、先生方の負担を軽減していただいて、子供たちに、しっかりと学びの場を提供していただければと思います。

先日、文教福祉常任委員会で烏山中学校の校長先生との懇談会で、タブレット端末の指導に当たる教員の、これから不安を感じている点というのを、お伺いしました。そのところで不安については、活用したい意向はあるものの、スキルアップや知識の習得が難しい。使い方を教えるだけでなく、授業に使えるまでの研修を導入することが、不安な部分だということをおっしゃっていました。また、期待できる点ということで、調べ学習に有効であるとか、視覚や聴覚に訴えかける学習ができる。情報を整理して、論理的に説明できる力、想像力も養われる。教科の特性に応じた活用が可能であるということ、期待もされていました。

その中で、先行して全校生にタブレット端末で授業を実施している、東京にある私立の小学校で使用しているというのを目にしたので、お話をさせていただきます。その学校は、タブレットは漢検取得を目指して授業を行うという、クラス全員がタブレットを使って漢字練習をするということをやっています。自身の学年で習う漢字より、2つぐらいランクアップしたところを目指しているという、まるでゲームでもやっているかのような感覚だと児童が話をしていたのが、とても印象に残りました。嫌々勉強をするということが、このタブレット端末で勉強することによって、身になる学習につながっているということが、この学校の実績としてあるということです。本市でこの端末をどのように利用していくかということが、また漢検のみならず、うちの市では英検取得をやっていますので、そういうものにも利用していくということで、考えはあるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 使い方につきましては、いろいろ考え方がありますがけれども、今、議員が紹介してくださった漢検では、漢検で出しているソフトや、ほかのゲームメーカーで出している漢字のソフトもございますので、私も1つ持ってやっていますけれども、本当にクイズというか、楽しくできるようにはなっていますので。英検につきましても、英検のほうでそういうソフトは、ちょっと作っていませんけれども、そういったものを問題集から抜粋したやつをうまくアレンジして使えるような、そういうことは十分できると思いますので、楽しくできるような形でやりたいと。

先ほど申し上げたように、本来の目標は、遅れた子が自分のペースで追いつけるように。進んでいる子は、ある程度、先まで行けるような中で、どの子も、例えば、字を読むのが難しい子は音声で聞くこともできるようになるわけですから、そういった部分を最大限に生かした授業をやってもらいたいと。ただ、前回も質問があったときに申し上げた、週何時間使えとか、そういうことは全く考えておりませんので、一番効果的なときに使っていただければそれがよろしいということで、買ったけどあんまり使っていないんじゃないかという部分もあろうかと思えますが。

○議長（久保居光一郎） 教育長、答弁は簡潔にお願いします。時間があります。

○教育長（田代和義） ということで、やっていきたいと思えます。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 終わりですね。

○議長（久保居光一郎） はい。

以上で、7番矢板清枝議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議はあした午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変御苦勞さまでございました。

[午後 2時50分散会]